

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年11月27日提出
【計算期間】	野村豪州債券ファンドAコース 第30期 野村豪州債券ファンドBコース 第30期 野村豪州債券ファンドCコース 第30特定期間 野村豪州債券ファンドDコース 第30特定期間 (自 2018年3月6日至 2018年9月5日)
【ファンド名】	野村豪州債券ファンドAコース 野村豪州債券ファンドBコース 野村豪州債券ファンドCコース 野村豪州債券ファンドDコース
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

野村豪州債券ファンドは、4本のスイッチング可能なファンドから構成されています。

オーストラリアドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

分配頻度、為替ヘッジの有無により、4つのコースが選択できます。

[年2回分配]（原則、3月および9月の各5日（ただし、休業日の場合は翌営業日））

「Aコース」…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

「Bコース」…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

[毎月分配]（原則、毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日））

「Cコース」…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

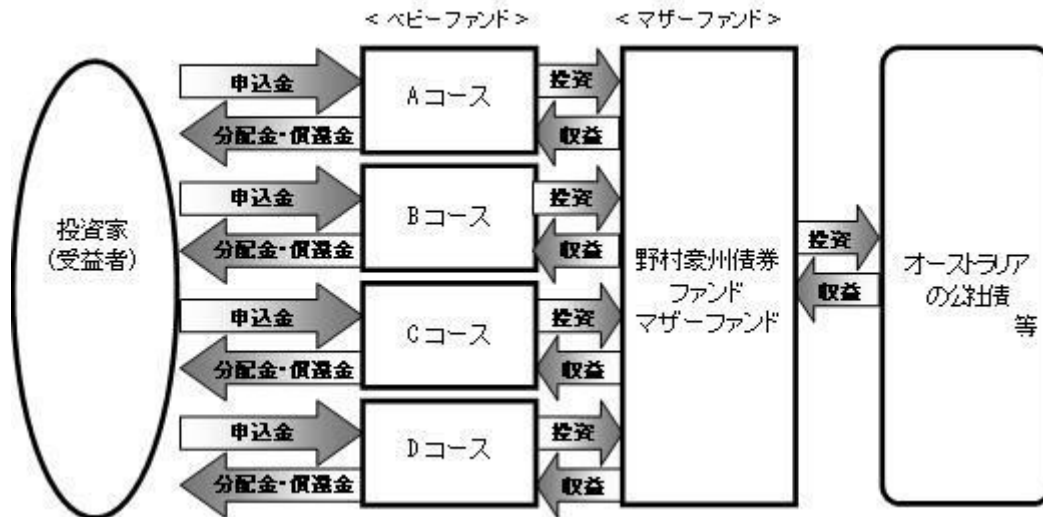
「Dコース」…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
年2回分配	Aコース	Bコース
毎月分配	Cコース	Dコース

各ファンドは、「野村豪州債券ファンド マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

《ファミリーファンド方式について》

各ファンドは「野村豪州債券ファンド マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要』をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

各ファンドは、マザーファンドの他に、公社債等に直接投資する場合があります。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき3,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村豪州債券ファンドAコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ) なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村豪州債券ファンドBコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村豪州債券ファンドCコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村豪州債券ファンドDコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

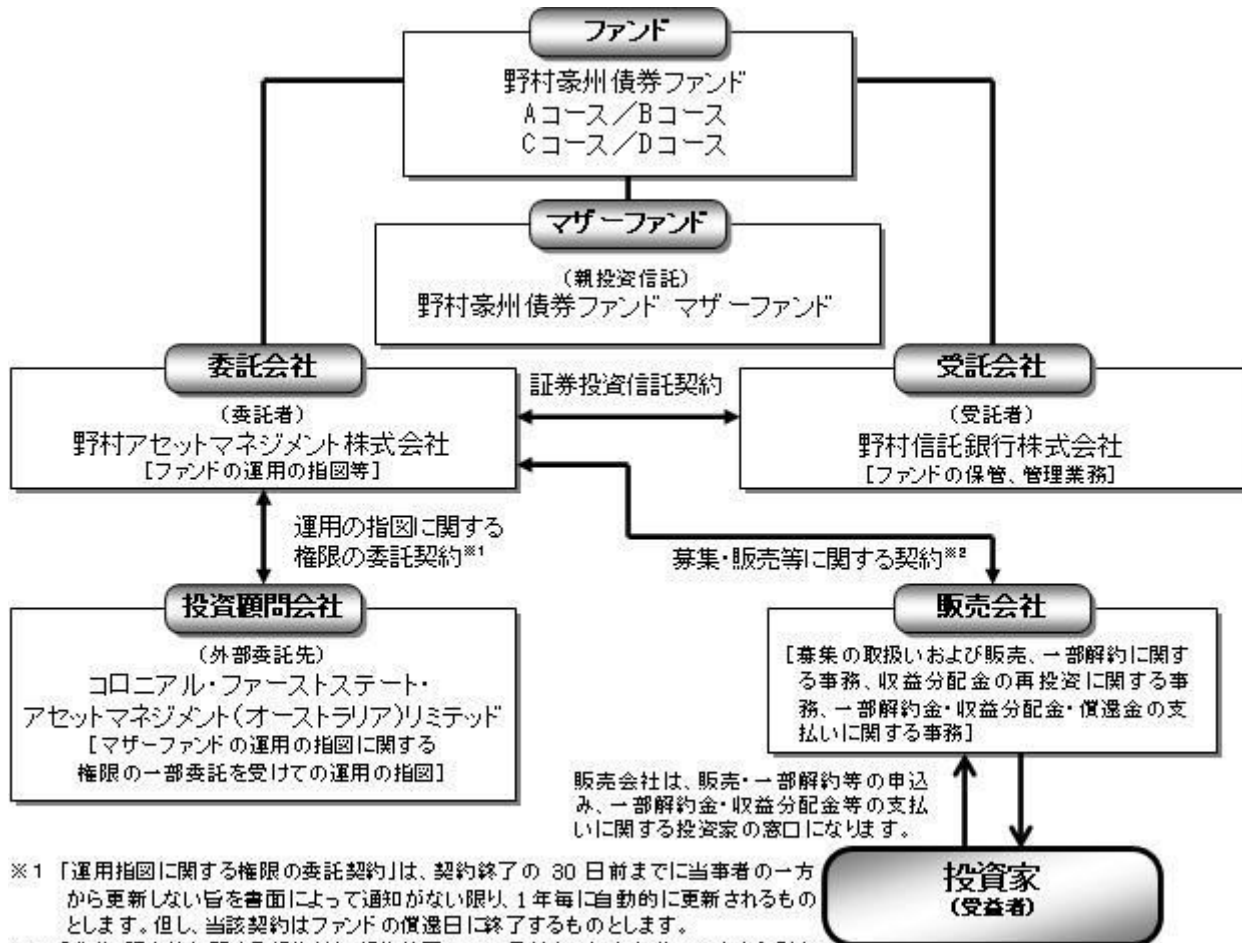
- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2003年9月3日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況(2018年10月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

2003年6月27日

委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

[1] オーストラリアドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）に投資し、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

公社債への投資にあたっては、投資時点において、S&P社もしくはムーディーズ社のいずれかの格付機関によってBBB - 相当以上の格付（投資適格格付）を付与されている公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債に投資します。

モーゲージ証券、アセットバック証券、ハイブリッド証券（転換社債、永久変動利付き債、優先証券など）等に投資を行なう場合があります。

オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則としてマザーファンドの信託財産の純資産総額の10%以内とします。

オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、オーストラリアドルを買う為替取引を行ないます。

課税債への投資にあたっては、課税後の利回りの魅力度やポートフォリオのリスク管理等を勘案して投資を行ないます。

債券の利金（クーポン）に対して、現地（オーストラリア）の源泉税が課される債券をいいます。

[2] ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index）をベンチマークとします。

各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース / Cコース	ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス （円ヘッジベース） ¹
Bコース / Dコース	ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス （円換算ベース） ²

1 「ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円ヘッジベース）」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（円換算ベース）」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Indexは、国債、準政府債（州政府債）、社債及びアセットバック証券等で構成されており、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としています。当指数は、オーストラリア債券運用のベンチマークとして広く使われています。

ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーが、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス、またはブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスに関連するデータもしくは価値またはブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスから得ることができる結果に関して、明示または黙示を問わず如何なる保証も行わず、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスの商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスまたはこれに関連するデータもしくは価値に関して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であるかを問わず、何らの債務も責任も負いません（これらの者の過失その他に起因する可否かを問いません。）。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスのいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨（すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利に関係するその他の取引を実行するか否かの推奨）またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスから得ることができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスが提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものでありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行わないものではありません。

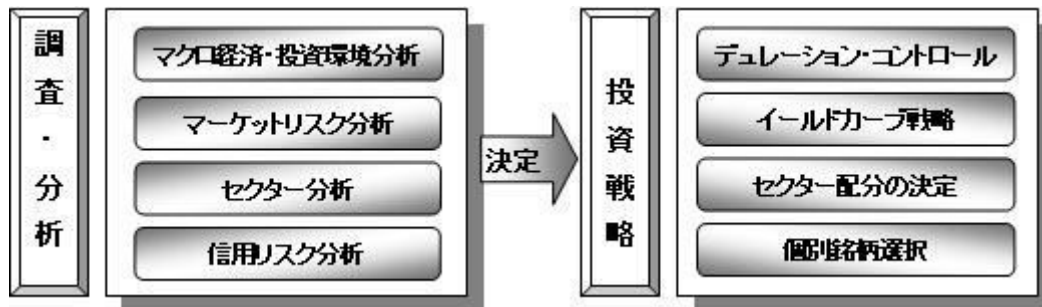
ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社の野村アセットマネジメント株式会社との唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびにブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスのライセンス付与のみであり、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、野村アセットマネジメント株式会社または野村豪州債券ファンドを考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスの決定、構成または算出において、野村アセットマネジメント株式会社または野村豪州債券ファンドの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。野村豪州債券ファンドは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是

認し、販売しまたは促進するものではありません。

ベンチマークはオーストラリア債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

[3] 各種分析に基づいてアクティブに運用することを基本とします。

公社債への投資にあたっては、マクロ経済・投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケットリスク分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別・格付別等の配分）、個別銘柄選定などをアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。



「デュレーション・コントロール」

「デュレーション」とは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。すなわち、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

想定される金利の変化（金利上昇・金利低下等）に応じて、ポートフォリオのデュレーションを調節することを「デュレーション・コントロール」といいます。

「イールドカーブ戦略」

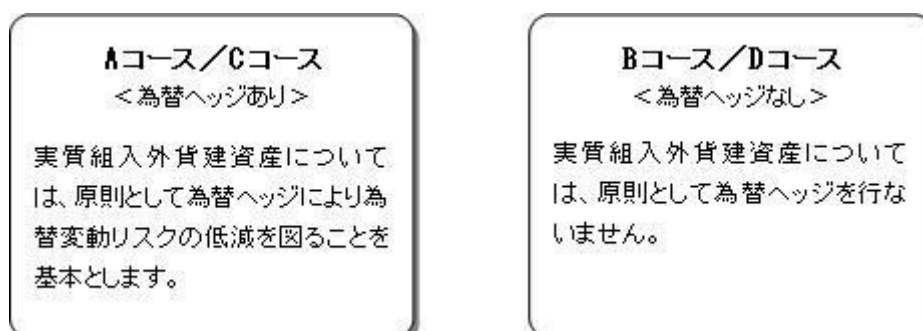
「イールドカーブ」とは、横軸に残存年数、縦軸に利回りをとった座標に、債券利回りを点描して結んだ（つまり残存年数別の債券利回りをグラフで表した）曲線のことを指します。

「イールドカーブ戦略」とは、イールドカーブの形状を分析し、超過収益の獲得を目指すポートフォリオを構築する戦略です。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、通常、ベンチマークのデュレーションを中心として ± 1.5 年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

[4] 「Aコース」/「Cコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Bコース」/「Dコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。



[5] コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッド(コロニアル・ファーストステート社)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、「コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッド」に運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用
委託先名称	: COLONIAL FIRST STATE ASSET MANAGEMENT (AUSTRALIA) LIMITED (コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッド)
委託先所在地	: オーストラリア連邦 ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー市
委託に係る費用	: 「野村豪州債券ファンド マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.2%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)

コロニアル・ファーストステート社について

コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッド(以下「コロニアル・ファーストステート社」といいます。)は、シドニーに本拠を置くオーストラリア屈指の資産運用会社です。オーストラリア・コモンウェルス銀行の100%子会社で、コロニアル・ファーストステート・グループに属します。グループはシドニー、ロンドン、エディンバラ、香港、シンガポール、及びジャカルタに運用・調査の拠点を有します。

グループが持つ広範囲の市場情報、マクロの経済情報および調査レポート等を活用し、コロニアル・ファーストステート社はグローバルな資産運用を行なっています。

コロニアル・ファーストステート社の運用受託資産は、株式、債券、短期金融商品、不動産投資信託、インフラ関連ファンドなど多岐にわたります。

コロニアル・ファーストステート社の運用哲学

安定したインカム収入の確保を重視

- ・ 値上がり益だけでなく、安定したインカム収入の確保を重視したアクティブ運用を行ないません。

“リスクに応じた投資価値”を重視した銘柄分析

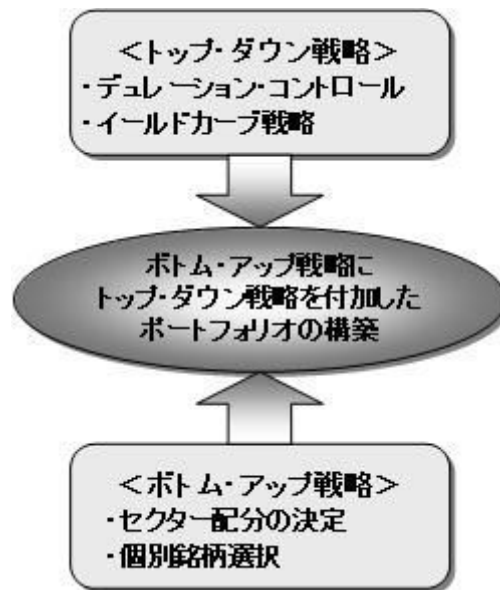
- ・ グローバルな視点に立ち、“リスクに応じた投資価値”を重視した銘柄分析から、市場価格が投資価値に比べて割安に放置されている銘柄を探し出すことにより付加価値の獲得を追求します。

規律あるチーム運用/継続的なリスク管理

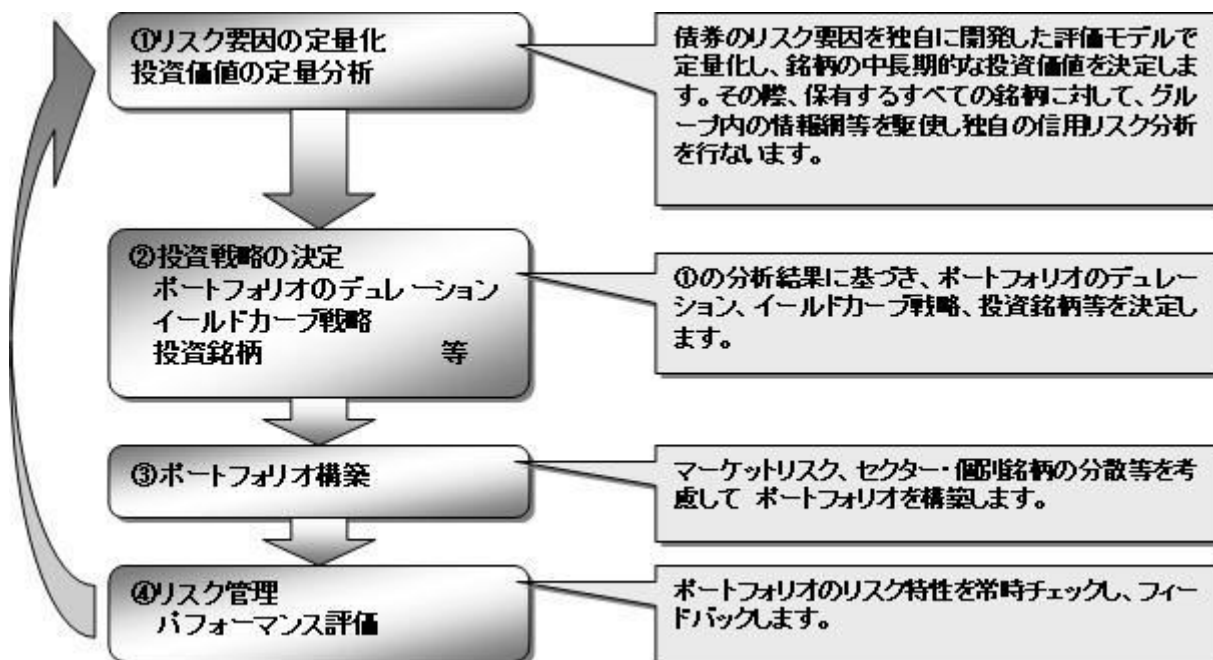
- ・ 規律あるチーム運用と継続的なリスク管理により安定した運用実績の達成を目指します。

トップ・ダウンとボトム・アップの2つの戦略で付加価値を追求

- ・個別発行体の信用リスク分析等に基づくボトム・アップ戦略に、マクロ経済分析等に基づくトップ・ダウン戦略を付加する運用スタイルです。



コロニアル・ファーストステート社の運用プロセス



コロニアル・ファーストステート社の債券ファンド運用体制

シドニーを拠点に、公社債・短期金融商品運用チームと信用分析およびモーゲージ証券スペシャリストを擁した信用分析チームで構成されています。

豊富な運用経験を持つメンバーで構成され、安定性の高いチーム運用を行なっています。

信用分析チーム、マーケットアナリスト、ストラテジストが、公社債・短期金融商品運用チームへリサーチ情報を提供します。

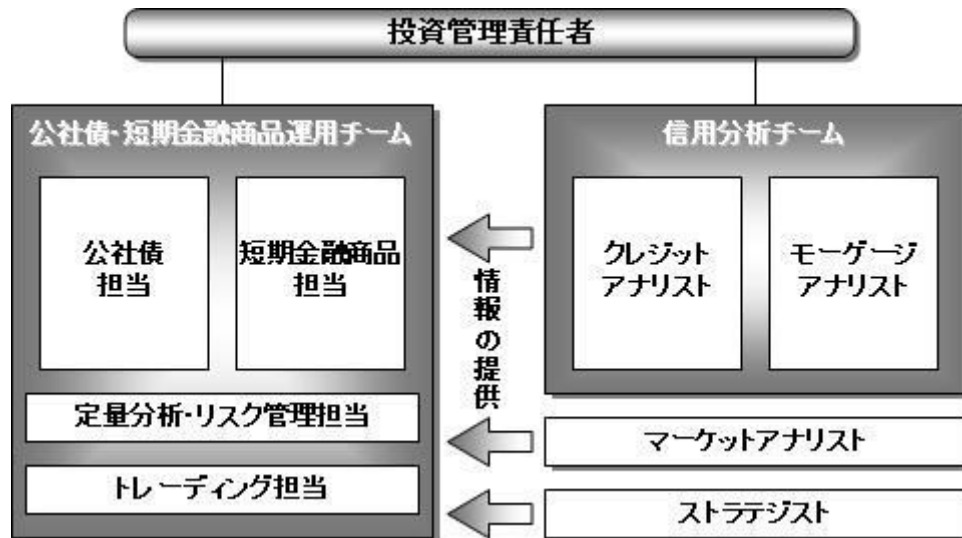
公社債・短期金融商品運用チームは、それらの情報に基づき、それぞれの担当分野の投資戦略を策定します。

トレーディング担当が各運用担当の要請に基づき、実際の売買の発注等を行ないます。

リスク管理担当が常時、ポートフォリオのリスク特性をチェックし、各運用担当へフィードバック

します。

投資管理責任者は全ての運用チームを統括する管理者ですが、投資判断には一切関与しません。



上記の運用体制等は今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

オーストラリアドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは「野村豪州債券ファンド マザーファンド」への投資を通じて、実質的にオーストラリアドル建ての公社債に投資を行いません。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

マザーファンドの主要投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を主要投資対象とします。

国債	：	オーストラリア連邦政府が発行する債券です。
政府機関債	：	オーストラリアの政府関連機関が発行する政府保証債です。
準政府債 （州政府債）	：	オーストラリアの6つの州と1つの準州が、財務公社を通じて発行する債券です。
国際機関債	：	世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関が発行する債券です。
社債	：	オーストラリア内外の事業会社等が発行する債券です。また、オーストラリア国外の、主として先進国の企業が、オーストラリアでの事業展開にあわせ、また資金調達の為替リスク分散のため、オーストラリアドル建てで債券を発行することもあります。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

「Aコース」「Bコース」「Cコース」「Dコース」共通

投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券

- ロ．デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限、及び」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ．約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ニ．金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形
 - ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号に掲げるものまたは本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州債券ファンド マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)
5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの
10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第7号の証券または証書、第9号の証券または証書のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものおよび第10号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 5の2. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
6. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（「有価証券の指図範囲」に定める証券または証書を除きます。）
7. 流動性のあるプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの（「有価証券の指図範囲」の第9号に定める証券または証書を除きます。なお、「有価証券の指図範囲」の第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引
- 3 金利先渡取引

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

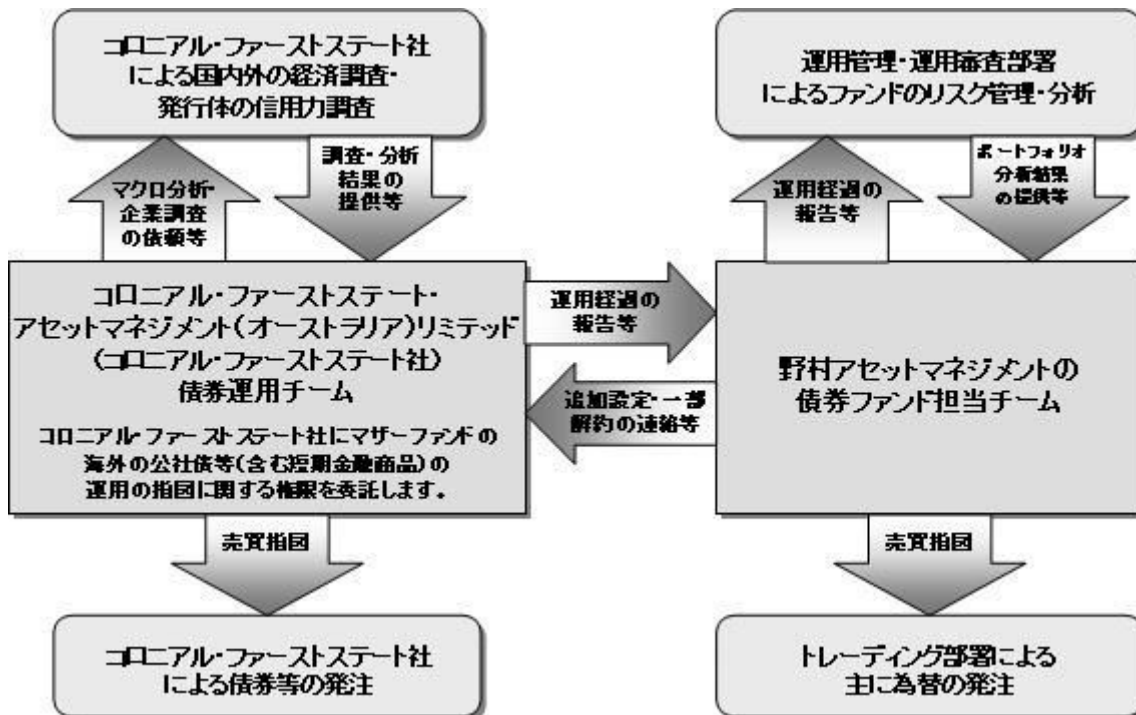
4 為替先渡取引

「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で

決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

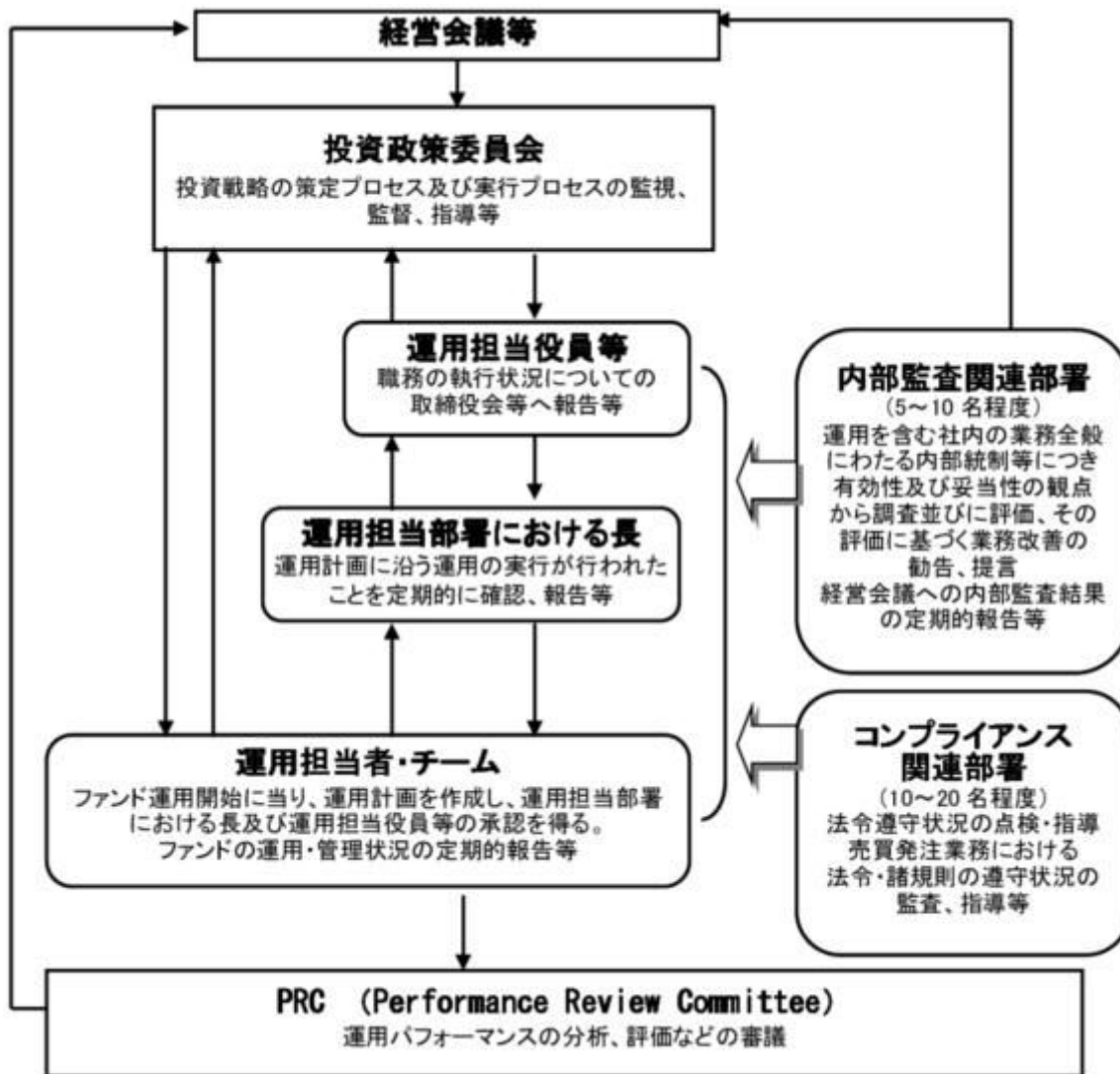
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【配分方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき配分を行いません。

配分対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益配分金額は、上記の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定配分を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

[Aコース/Bコース](年2回分配)

原則として**毎年3月および9月の各5日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

[Cコース/Dコース](毎月分配)

原則として**毎月5日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いしますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

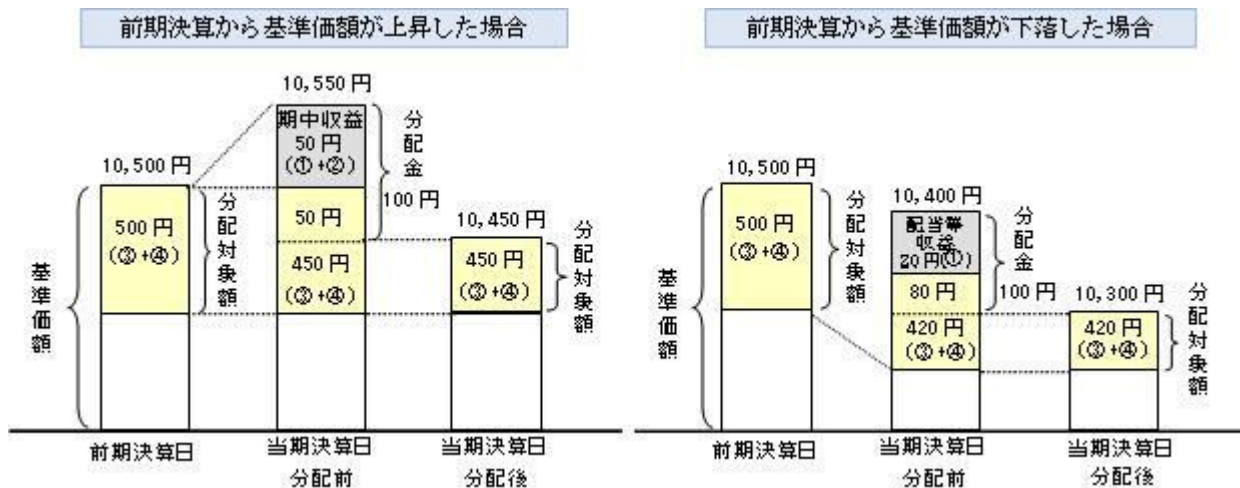


ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

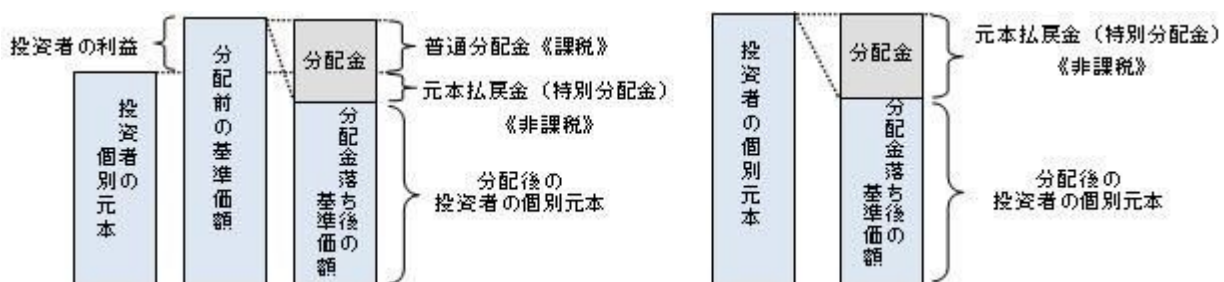
分配対象額とは、経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。



投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

- (注) 普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

「Aコース」「Bコース」「Cコース」「Dコース」共通

株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を

超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資する株式の範囲(約款第23条)

委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

()金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

()金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

()為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部

解約等の事由により、当該時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ()上記()、()においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第30条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができません。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第31条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第32条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ()上記()の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ()上記()の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第40条)

「Aコース」「Bコース」

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資

金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「Cコース」「Dコース」

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

(参考)マザーファンドの概要

「野村豪州債券ファンド マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資する公社債は、投資時点において、BBB - 相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債ならびに約款第12条第1項第9号および同条第2項第7号に定める優先証券等に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、マクロ経済・投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケットリスク分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分(種別・格付別等の配分)、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないません。

外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行ないません。

コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッドに当ファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないません。

スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞ

れ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

「Bコース」および「Dコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Aコース」および「Cコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

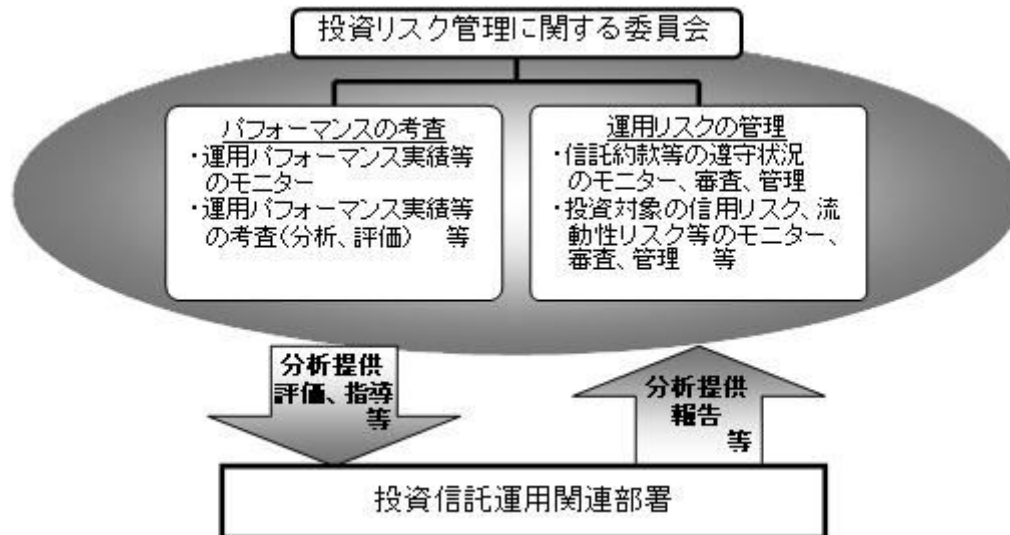
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、

審議を行いません。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行いません。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較 (2013年10月末～2018年9月末：月次)

Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	4.7	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	20.8
最小値 (%)	△ 3.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	0.5	15.7	16.3	10.5	2.1	5.3	2.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

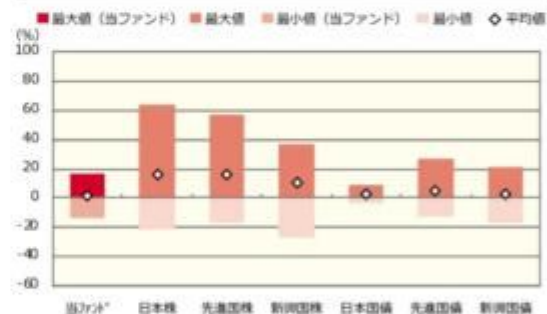
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.6	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	20.8
最小値 (%)	△ 14.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.5	15.7	16.3	10.5	2.1	5.3	2.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

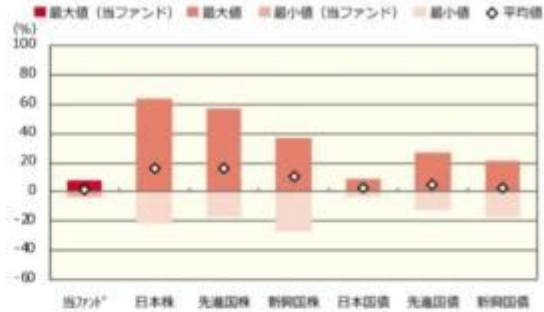
ICコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年10月 2014年9月 2015年9月 2016年9月 2017年9月 2018年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	8.1	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	20.8
最小値 (%)	△ 3.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.9	15.7	16.3	10.5	2.1	5.3	2.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

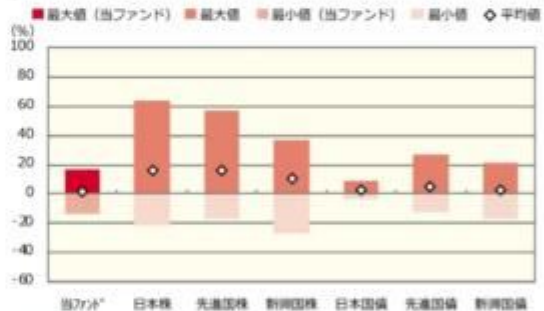
IDコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2013年10月 2014年9月 2015年9月 2016年9月 2017年9月 2018年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.6	64.2	57.1	37.2	9.3	26.6	20.8
最小値 (%)	△ 13.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.5	15.7	16.3	10.5	2.1	5.3	2.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年10月から2018年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<p><代表的な資産クラスの指数></p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み） ○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース） ○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） ○日本国債：NOMURA-BPI 国債 ○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） ○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
<p>■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（現東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 ○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。 ○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。 ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性があります。 ○米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPM SLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 ○JPM SLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPMI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。
<p>（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）</p>

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.16%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の86.4（税抜年10,000分の80）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の40	年10,000分の35	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

また、「野村豪州債券ファンド マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州債券ファンド マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、当該投資信託の毎年3月および9月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年10,000分の20の率を乗じて得た額とします。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当りに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

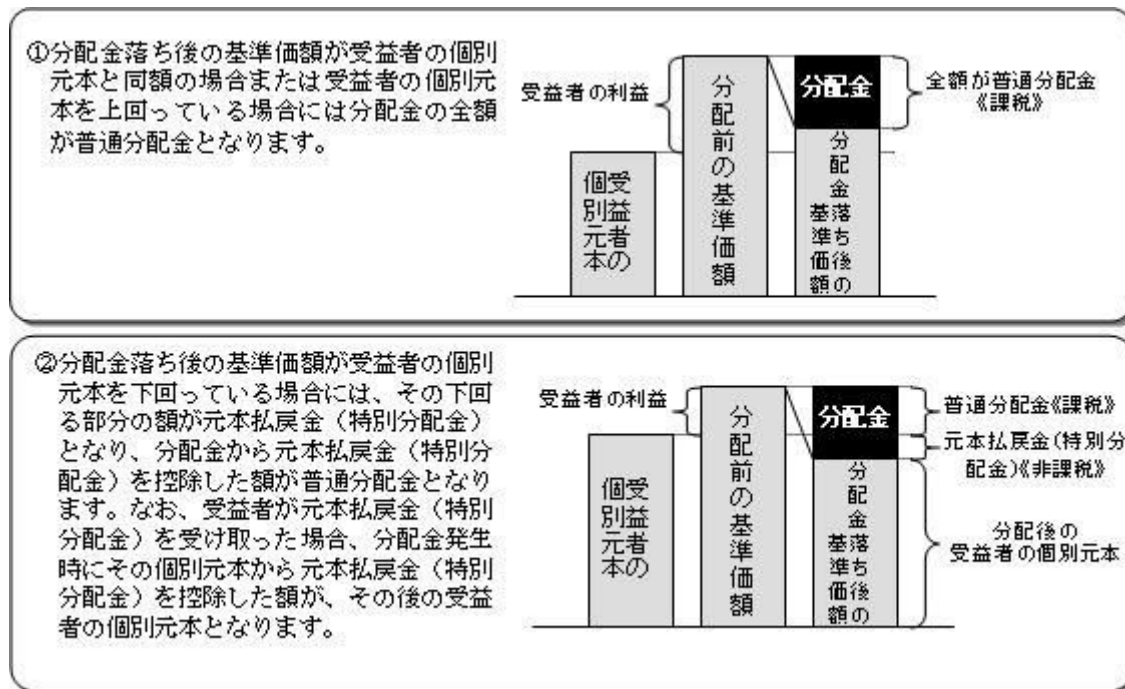
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2018年9月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年9月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村豪州債券ファンドAコース

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	96,059,809	100.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		8,073	0.00
合計(純資産総額)		96,051,736	100.00

野村豪州債券ファンドBコース

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,230,237,524	99.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）		19,691,871	0.87
合計（純資産総額）		2,249,929,395	100.00

野村豪州債券ファンドCコース

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	500,892,985	99.49
現金・預金・その他資産（負債控除後）		2,558,737	0.50
合計（純資産総額）		503,451,722	100.00

野村豪州債券ファンドDコース

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	9,641,890,208	99.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）		87,001,209	0.89
合計（純資産総額）		9,728,891,417	100.00

（参考）野村豪州債券ファンド マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	オーストラリア	9,102,175,282	38.25
地方債証券	オーストラリア	169,471,370	0.71
特殊債証券	オーストラリア	8,851,238,092	37.19
社債証券	オーストラリア	4,881,039,899	20.51
現金・預金・その他資産（負債控除後）		789,865,123	3.31
合計（純資産総額）		23,793,789,766	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村豪州債券ファンドAコース

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州債券ファンド マザー ファンド	39,550,317	2.3894	94,501,528	2.4288	96,059,809	100.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

野村豪州債券ファンドBコース

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州債券ファンド マザー ファンド	918,246,675	2.3896	2,194,242,255	2.4288	2,230,237,524	99.12

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.12
合 計	99.12

野村豪州債券ファンドCコース

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州債券ファンド マザー ファンド	206,230,643	2.3897	492,829,367	2.4288	500,892,985	99.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.49
合 計	99.49

野村豪州債券ファンドDコース

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州債券ファンド マザー ファンド	3,969,816,456	2.3897	9,486,670,385	2.4288	9,641,890,208	99.10

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.10
合計	99.10

(参考) 野村豪州債券ファンド マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	特殊債券	SOUTH AUST GOVT FIN AUTH	18,100,000	7,893.81	1,428,780,114	7,865.49	1,423,655,428	1.5	2022/9/22	5.98
2	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	15,900,000	8,394.93	1,334,795,413	8,338.47	1,325,817,843	2.75	2024/4/21	5.57
3	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,075,000	9,626.12	1,162,354,425	9,511.79	1,148,548,927	4.75	2027/4/21	4.82
4	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,050,000	8,986.88	903,181,596	8,947.69	899,243,328	5.75	2021/5/15	3.77
5	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,880,000	8,343.63	824,350,869	8,237.81	813,895,681	2.75	2027/11/21	3.42
6	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,400,000	9,211.60	773,774,660	9,121.59	766,213,568	4.25	2026/4/21	3.22
7	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,600,000	8,732.05	663,636,037	8,597.93	653,442,965	3.25	2029/4/21	2.74
8	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,700,000	7,980.06	614,464,743	7,871.22	606,084,533	2.25	2028/5/21	2.54
9	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,200,000	8,347.79	517,563,492	8,225.65	509,990,744	2.75	2028/11/21	2.14
10	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,750,000	9,969.52	473,552,468	9,786.88	464,877,201	4.5	2033/4/21	1.95
11	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREASURY CORP	5,000,000	8,853.23	442,661,799	8,803.01	440,150,559	4.25	2023/7/21	1.84
12	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,051,000	8,634.33	436,120,136	8,564.11	432,573,409	3.25	2025/4/21	1.81
13	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREASURY CORP	5,200,000	8,392.48	436,409,210	8,261.55	429,600,954	3.5	2030/8/21	1.80
14	オーストラリア	社債券	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA	5,000,000	8,192.90	409,645,071	8,187.66	409,383,215	2.7	2020/8/14	1.72
15	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000	8,250.37	404,268,349	8,252.67	404,381,073	2.75	2019/10/21	1.69
16	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,330,000	9,250.58	400,550,414	9,054.13	392,043,911	3.75	2037/4/21	1.64
17	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREASURY CORP	4,200,000	9,228.93	387,615,119	9,151.77	384,374,504	4.75	2025/7/21	1.61
18	オーストラリア	社債券	AUST & NZ BANKING GROUP	4,300,000	8,226.54	353,741,436	8,209.48	353,007,930	2.95	2021/7/16	1.48
19	オーストラリア	特殊債券	ASIAN DEVELOPMENT BANK	4,000,000	8,278.76	331,150,560	8,246.68	329,867,302	2.75	2022/1/19	1.38
20	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,790,000	8,101.98	307,065,357	7,888.41	298,970,815	3	2047/3/21	1.25
21	オーストラリア	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	3,000,000	8,757.36	262,720,943	8,727.74	261,832,269	6	2020/8/6	1.10
22	オーストラリア	社債券	AUST & NZ BANKING GROUP	3,000,000	8,277.10	248,313,135	8,270.55	248,116,743	3.75	2019/7/25	1.04
23	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	3,000,000	8,233.73	247,012,038	8,223.09	246,692,901	3	2021/5/12	1.03

24	オーストラリア	社債券	NATIONAL AUSTRALIA BANK	3,000,000	8,200.62	246,018,884	8,196.36	245,891,082	2.7	2020/8/4	1.03
25	オーストラリア	特殊債券	NEW S WALES TREASURY CRP	2,870,000	8,299.06	238,183,078	8,203.13	235,429,907	3	2027/5/20	0.98
26	オーストラリア	特殊債券	QUEENSLAND TREASURY CORP	2,500,000	9,292.22	232,305,653	9,245.00	231,125,071	6	2022/7/21	0.97
27	オーストラリア	社債券	GPT RE LTD	2,700,000	8,183.00	220,941,000	8,138.18	219,730,950	3.6725	2024/9/19	0.92
28	オーストラリア	特殊債券	INTL FINANCE CORP	2,500,000	8,817.72	220,443,085	8,758.29	218,957,256	4.25	2023/8/21	0.92
29	オーストラリア	特殊債券	KFW	2,500,000	8,327.02	208,175,521	8,244.37	206,109,313	3.2	2026/9/11	0.86
30	オーストラリア	特殊債券	KFW	2,500,000	8,254.19	206,354,802	8,240.28	206,007,025	2.75	2020/4/16	0.86

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	38.25
地方債証券	0.71
特殊債券	37.19
社債券	20.51
合計	96.68

【投資不動産物件】

野村豪州債券ファンドAコース

該当事項はありません。

野村豪州債券ファンドBコース

該当事項はありません。

野村豪州債券ファンドCコース

該当事項はありません。

野村豪州債券ファンドDコース

該当事項はありません。

(参考)野村豪州債券ファンド マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村豪州債券ファンドAコース

該当事項はありません。

野村豪州債券ファンドBコース

該当事項はありません。

野村豪州債券ファンドCコース

該当事項はありません。

野村豪州債券ファンドDコース

該当事項はありません。

（参考）野村豪州債券ファンド マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

野村豪州債券ファンドAコース

2018年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2009年 3月 5日)	99	100	0.9443	0.9463
第12計算期間	(2009年 9月 7日)	116	118	0.9315	0.9404
第13計算期間	(2010年 3月 5日)	108	108	0.9492	0.9532
第14計算期間	(2010年 9月 6日)	111	111	0.9630	0.9638
第15計算期間	(2011年 3月 7日)	115	115	0.9495	0.9495
第16計算期間	(2011年 9月 5日)	102	102	0.9765	0.9768
第17計算期間	(2012年 3月 5日)	134	134	0.9688	0.9691
第18計算期間	(2012年 9月 5日)	115	116	0.9975	1.0011
第19計算期間	(2013年 3月 5日)	254	255	0.9971	1.0030
第20計算期間	(2013年 9月 5日)	242	244	0.9741	0.9814
第21計算期間	(2014年 3月 5日)	238	240	0.9831	0.9911
第22計算期間	(2014年 9月 5日)	239	240	0.9925	1.0001
第23計算期間	(2015年 3月 5日)	231	233	1.0086	1.0149
第24計算期間	(2015年 9月 7日)	232	234	0.9978	1.0054
第25計算期間	(2016年 3月 7日)	231	231	0.9891	0.9920
第26計算期間	(2016年 9月 5日)	115	115	1.0098	1.0131

第27計算期間	(2017年 3月 6日)	108	108	0.9680	0.9712
第28計算期間	(2017年 9月 5日)	107	108	0.9706	0.9747
第29計算期間	(2018年 3月 5日)	99	100	0.9606	0.9641
第30計算期間	(2018年 9月 5日)	96	97	0.9618	0.9648
	2017年 9月末日	106		0.9618	
	10月末日	104		0.9674	
	11月末日	104		0.9742	
	12月末日	100		0.9652	
	2018年 1月末日	99		0.9598	
	2月末日	99		0.9637	
	3月末日	99		0.9622	
	4月末日	98		0.9535	
	5月末日	99		0.9608	
	6月末日	100		0.9628	
	7月末日	96		0.9604	
	8月末日	97		0.9637	
	9月末日	96		0.9556	

野村豪州債券ファンドBコース

2018年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11計算期間	(2009年 3月 5日)	5,689	5,836	0.8447	0.8664
第12計算期間	(2009年 9月 7日)	6,617	6,773	1.0265	1.0508
第13計算期間	(2010年 3月 5日)	6,461	6,615	1.0583	1.0835
第14計算期間	(2010年 9月 6日)	5,805	5,950	1.0302	1.0559
第15計算期間	(2011年 3月 7日)	5,709	5,845	1.0967	1.1228
第16計算期間	(2011年 9月 5日)	5,452	5,593	1.0975	1.1260
第17計算期間	(2012年 3月 5日)	5,384	5,505	1.1695	1.1959
第18計算期間	(2012年 9月 5日)	4,695	4,806	1.1074	1.1334
第19計算期間	(2013年 3月 5日)	4,176	4,259	1.3153	1.3413
第20計算期間	(2013年 9月 5日)	3,518	3,597	1.2341	1.2617
第21計算期間	(2014年 3月 5日)	3,272	3,342	1.2494	1.2761
第22計算期間	(2014年 9月 5日)	3,380	3,449	1.3522	1.3795
第23計算期間	(2015年 3月 5日)	3,234	3,302	1.3070	1.3347
第24計算期間	(2015年 9月 7日)	2,724	2,786	1.1414	1.1671
第25計算期間	(2016年 3月 7日)	2,712	2,758	1.1528	1.1725
第26計算期間	(2016年 9月 5日)	2,529	2,571	1.1004	1.1185
第27計算期間	(2017年 3月 6日)	2,569	2,609	1.1554	1.1735
第28計算期間	(2017年 9月 5日)	2,570	2,608	1.1714	1.1889

第29計算期間	(2018年 3月 5日)	2,312	2,348	1.0907	1.1078
第30計算期間	(2018年 9月 5日)	2,213	2,245	1.0677	1.0832
	2017年 9月末日	2,604		1.1794	
	10月末日	2,586		1.1690	
	11月末日	2,542		1.1517	
	12月末日	2,578		1.1864	
	2018年 1月末日	2,547		1.1772	
	2月末日	2,393		1.1288	
	3月末日	2,320		1.0902	
	4月末日	2,325		1.0942	
	5月末日	2,314		1.1017	
	6月末日	2,275		1.0901	
	7月末日	2,291		1.1038	
	8月末日	2,256		1.0882	
	9月末日	2,249		1.0845	

野村豪州債券ファンドCコース

2018年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11特定期間	(2009年 3月 5日)	203	203	0.9441	0.9452
第12特定期間	(2009年 9月 7日)	161	161	0.9280	0.9293
第13特定期間	(2010年 3月 5日)	158	158	0.9439	0.9444
第14特定期間	(2010年 9月 6日)	156	156	0.9586	0.9586
第15特定期間	(2011年 3月 7日)	8	8	0.9521	0.9521
第16特定期間	(2011年 9月 5日)	17	17	0.9792	0.9792
第17特定期間	(2012年 3月 5日)	12	12	0.9753	0.9753
第18特定期間	(2012年 9月 5日)	12	12	1.0112	1.0112
第19特定期間	(2013年 3月 5日)	18	18	1.0137	1.0147
第20特定期間	(2013年 9月 5日)	9	9	0.9993	1.0003
第21特定期間	(2014年 3月 5日)	264	265	1.0121	1.0131
第22特定期間	(2014年 9月 5日)	293	294	1.0608	1.0618
第23特定期間	(2015年 3月 5日)	300	301	1.0774	1.0784
第24特定期間	(2015年 9月 7日)	502	503	1.0673	1.0683
第25特定期間	(2016年 3月 7日)	501	501	1.0549	1.0559
第26特定期間	(2016年 9月 5日)	533	534	1.1063	1.1073
第27特定期間	(2017年 3月 6日)	504	504	1.0583	1.0593
第28特定期間	(2017年 9月 5日)	510	511	1.0595	1.0605
第29特定期間	(2018年 3月 5日)	507	508	1.0468	1.0478
第30特定期間	(2018年 9月 5日)	506	507	1.0452	1.0462

2017年 9月末日	505		1.0498
10月末日	514		1.0550
11月末日	514		1.0614
12月末日	509		1.0507
2018年 1月末日	513		1.0441
2月末日	508		1.0475
3月末日	508		1.0485
4月末日	503		1.0379
5月末日	506		1.0448
6月末日	507		1.0457
7月末日	505		1.0423
8月末日	506		1.0450
9月末日	503		1.0382

野村豪州債券ファンドDコース

2018年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11特定期間	(2009年 3月 5日)	33,973	34,396	0.8020	0.8120
第12特定期間	(2009年 9月 7日)	57,223	57,836	0.9326	0.9426
第13特定期間	(2010年 3月 5日)	84,916	85,836	0.9226	0.9326
第14特定期間	(2010年 9月 6日)	86,715	87,829	0.8564	0.8674
第15特定期間	(2011年 3月 7日)	86,793	87,897	0.8650	0.8760
第16特定期間	(2011年 9月 5日)	81,333	82,419	0.8239	0.8349
第17特定期間	(2012年 3月 5日)	70,902	71,846	0.8258	0.8368
第18特定期間	(2012年 9月 5日)	39,859	40,122	0.7581	0.7631
第19特定期間	(2013年 3月 5日)	33,039	33,226	0.8857	0.8907
第20特定期間	(2013年 9月 5日)	25,077	25,229	0.8211	0.8261
第21特定期間	(2014年 3月 5日)	22,678	22,816	0.8190	0.8240
第22特定期間	(2014年 9月 5日)	22,409	22,537	0.8732	0.8782
第23特定期間	(2015年 3月 5日)	19,959	20,079	0.8321	0.8371
第24特定期間	(2015年 9月 7日)	16,257	16,370	0.7157	0.7207
第25特定期間	(2016年 3月 7日)	15,272	15,337	0.7081	0.7111
第26特定期間	(2016年 9月 5日)	13,344	13,404	0.6694	0.6724
第27特定期間	(2017年 3月 6日)	12,925	12,981	0.6951	0.6981
第28特定期間	(2017年 9月 5日)	12,167	12,220	0.6968	0.6998
第29特定期間	(2018年 3月 5日)	10,646	10,696	0.6418	0.6448
第30特定期間	(2018年 9月 5日)	9,690	9,721	0.6208	0.6228
	2017年 9月末日	12,144		0.7015	
	10月末日	11,868		0.6924	

11月末日	11,545	0.6792
12月末日	11,707	0.6965
2018年 1月末日	11,480	0.6882
2月末日	10,907	0.6571
3月末日	10,564	0.6416
4月末日	10,383	0.6410
5月末日	10,336	0.6423
6月末日	10,080	0.6326
7月末日	10,034	0.6375
8月末日	9,769	0.6256
9月末日	9,728	0.6305

【分配の推移】

野村豪州債券ファンドAコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第11計算期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	0.0020円
第12計算期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	0.0089円
第13計算期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	0.0040円
第14計算期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	0.0008円
第15計算期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	0.0000円
第16計算期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	0.0003円
第17計算期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	0.0003円
第18計算期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	0.0036円
第19計算期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	0.0059円
第20計算期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	0.0073円
第21計算期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	0.0080円
第22計算期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	0.0076円
第23計算期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	0.0063円
第24計算期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	0.0076円
第25計算期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	0.0029円
第26計算期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	0.0033円
第27計算期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	0.0032円
第28計算期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	0.0041円
第29計算期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	0.0035円
第30計算期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.0030円

野村豪州債券ファンドBコース

	計算期間	1口当たりの分配金
--	------	-----------

第11計算期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	0.0218円
第12計算期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	0.0243円
第13計算期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	0.0252円
第14計算期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	0.0257円
第15計算期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	0.0261円
第16計算期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	0.0285円
第17計算期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	0.0264円
第18計算期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	0.0260円
第19計算期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	0.0260円
第20計算期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	0.0276円
第21計算期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	0.0267円
第22計算期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	0.0273円
第23計算期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	0.0277円
第24計算期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	0.0257円
第25計算期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	0.0197円
第26計算期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	0.0181円
第27計算期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	0.0181円
第28計算期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	0.0175円
第29計算期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	0.0171円
第30計算期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.0155円

野村豪州債券ファンドCコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第11特定期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	0.0037円
第12特定期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	0.0088円
第13特定期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	0.0039円
第14特定期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	0.0007円
第15特定期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	0.0000円
第16特定期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	0.0000円
第17特定期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	0.0000円
第18特定期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	0.0000円
第19特定期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	0.0020円
第20特定期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	0.0060円
第21特定期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	0.0060円
第22特定期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	0.0060円
第23特定期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	0.0060円
第24特定期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	0.0060円
第25特定期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	0.0060円
第26特定期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	0.0060円
第27特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	0.0060円

第28特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	0.0060円
第29特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	0.0060円
第30特定期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.0060円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村豪州債券ファンドDコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第11特定期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	0.0600円
第12特定期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	0.0600円
第13特定期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	0.0600円
第14特定期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	0.0650円
第15特定期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	0.0660円
第16特定期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	0.0660円
第17特定期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	0.0660円
第18特定期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	0.0420円
第19特定期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	0.0300円
第20特定期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	0.0300円
第21特定期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	0.0300円
第22特定期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	0.0300円
第23特定期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	0.0300円
第24特定期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	0.0300円
第25特定期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	0.0280円
第26特定期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	0.0180円
第27特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	0.0180円
第28特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	0.0180円
第29特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	0.0180円
第30特定期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.0170円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

野村豪州債券ファンドAコース

	計算期間	収益率
第11計算期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	0.4%
第12計算期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	0.4%
第13計算期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	2.3%
第14計算期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	1.5%
第15計算期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	1.4%
第16計算期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	2.9%

第17計算期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	0.8%
第18計算期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	3.3%
第19計算期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	0.6%
第20計算期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	1.6%
第21計算期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	1.7%
第22計算期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	1.7%
第23計算期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	2.3%
第24計算期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	0.3%
第25計算期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	0.6%
第26計算期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	2.4%
第27計算期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	3.8%
第28計算期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	0.7%
第29計算期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	0.7%
第30計算期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村豪州債券ファンドBコース

	計算期間	収益率
第11計算期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	23.7%
第12計算期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	24.4%
第13計算期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	5.6%
第14計算期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	0.2%
第15計算期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	9.0%
第16計算期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	2.7%
第17計算期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	9.0%
第18計算期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	3.1%
第19計算期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	21.1%
第20計算期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	4.1%
第21計算期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	3.4%
第22計算期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	10.4%
第23計算期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	1.3%
第24計算期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	10.7%
第25計算期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	2.7%
第26計算期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	3.0%
第27計算期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	6.6%
第28計算期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	2.9%
第29計算期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	5.4%
第30計算期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村豪州債券ファンドCコース

	計算期間	収益率
第11特定期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	0.5%
第12特定期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	0.8%
第13特定期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	2.1%
第14特定期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	1.6%
第15特定期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	0.7%
第16特定期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	2.8%
第17特定期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	0.4%
第18特定期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	3.7%
第19特定期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	0.4%
第20特定期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	0.8%
第21特定期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	1.9%
第22特定期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	5.4%
第23特定期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	2.1%
第24特定期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	0.4%
第25特定期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	0.6%
第26特定期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	5.4%
第27特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	3.8%
第28特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	0.7%
第29特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	0.6%
第30特定期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.4%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村豪州債券ファンドDコース

	計算期間	収益率
第11特定期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	23.7%
第12特定期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	23.8%
第13特定期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	5.4%
第14特定期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	0.1%
第15特定期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	8.7%
第16特定期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	2.9%
第17特定期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	8.2%
第18特定期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	3.1%

第19特定期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	20.8%
第20特定期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	3.9%
第21特定期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	3.4%
第22特定期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	10.3%
第23特定期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	1.3%
第24特定期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	10.4%
第25特定期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	2.9%
第26特定期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	2.9%
第27特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	6.5%
第28特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	2.8%
第29特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	5.3%
第30特定期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	0.6%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村豪州債券ファンドAコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	4,568,984	7,142,406	105,880,361
第12計算期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	35,005,685	15,335,475	125,550,571
第13計算期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	17,195,326	28,651,933	114,093,964
第14計算期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	8,217,396	6,311,572	115,999,788
第15計算期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	19,122,888	13,445,154	121,677,522
第16計算期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	19,182,106	36,290,081	104,569,547
第17計算期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	53,123,281	19,298,355	138,394,473
第18計算期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	285,807,974	308,191,935	116,010,512
第19計算期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	340,846,912	201,919,474	254,937,950
第20計算期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	61,041,349	66,985,350	248,993,949
第21計算期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	23,832,402	30,366,822	242,459,529
第22計算期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	8,195,110	9,721,601	240,933,038
第23計算期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	9,740,435	20,824,340	229,849,133
第24計算期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	8,636,095	5,699,720	232,785,508
第25計算期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	15,745,748	14,829,652	233,701,604
第26計算期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	20,805,000	140,360,461	114,146,143
第27計算期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	3,575,607	5,633,490	112,088,260
第28計算期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	5,727,806	6,979,139	110,836,927
第29計算期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	3,585,707	10,676,573	103,746,061
第30計算期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	3,122,151	6,029,895	100,838,317

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村豪州債券ファンドBコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11計算期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	696,676,064	504,111,631	6,736,329,915
第12計算期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	514,576,578	804,628,088	6,446,278,405
第13計算期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	500,178,172	841,262,634	6,105,193,943
第14計算期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	297,086,030	766,590,277	5,635,689,696
第15計算期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	217,710,679	646,857,571	5,206,542,804
第16計算期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	273,562,027	512,057,476	4,968,047,355
第17計算期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	197,998,899	562,288,433	4,603,757,821
第18計算期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	215,662,484	578,746,491	4,240,673,814
第19計算期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	196,029,148	1,261,169,843	3,175,533,119
第20計算期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	121,665,126	446,168,804	2,851,029,441
第21計算期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	104,446,001	336,311,792	2,619,163,650
第22計算期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	89,214,863	208,081,447	2,500,297,066
第23計算期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	92,678,126	118,529,057	2,474,446,135
第24計算期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	84,345,557	171,496,920	2,387,294,772
第25計算期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	85,387,660	120,163,508	2,352,518,924
第26計算期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	89,278,539	142,818,644	2,298,978,819
第27計算期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	66,890,586	142,062,125	2,223,807,280
第28計算期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	61,514,021	91,140,601	2,194,180,700
第29計算期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	108,108,758	181,981,395	2,120,308,063
第30計算期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	55,524,561	102,684,702	2,073,147,922

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村豪州債券ファンドCコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11特定期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	53,690,000	33,610,000	215,620,000
第12特定期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	11,790,000	53,660,000	173,750,000
第13特定期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	17,790,000	23,990,000	167,550,000
第14特定期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	24,630,000	29,100,000	163,080,000
第15特定期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	20,340,000	174,490,000	8,930,000
第16特定期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	90,950,000	81,670,000	18,210,000
第17特定期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	4,090,201	9,540,000	12,760,201
第18特定期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	75,723,018	76,240,087	12,243,132
第19特定期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	20,924,537	15,233,331	17,934,338
第20特定期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	19,545,443	27,842,993	9,636,788
第21特定期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	262,162,061	10,154,617	261,644,232

第22特定期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	274,306,890	258,929,732	277,021,390
第23特定期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	6,785,782	4,677,493	279,129,679
第24特定期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	193,981,556	1,987,922	471,123,313
第25特定期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	7,958,678	4,063,082	475,018,909
第26特定期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	477,983,784	470,398,383	482,604,310
第27特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	9,176,160	15,128,786	476,651,684
第28特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	10,103,128	4,723,522	482,031,290
第29特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	16,176,059	13,127,782	485,079,567
第30特定期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	131,036	300,234	484,910,369

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村豪州債券ファンドDコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第11特定期間	2008年 9月 6日～2009年 3月 5日	22,198,480,000	1,267,850,000	42,358,310,000
第12特定期間	2009年 3月 6日～2009年 9月 7日	28,954,480,000	9,955,610,000	61,357,180,000
第13特定期間	2009年 9月 8日～2010年 3月 5日	40,701,460,000	10,014,040,000	92,044,600,000
第14特定期間	2010年 3月 6日～2010年 9月 6日	17,240,930,000	8,031,170,000	101,254,360,000
第15特定期間	2010年 9月 7日～2011年 3月 7日	8,046,730,000	8,960,210,000	100,340,880,000
第16特定期間	2011年 3月 8日～2011年 9月 5日	10,192,090,000	11,815,430,000	98,717,540,000
第17特定期間	2011年 9月 6日～2012年 3月 5日	7,327,374,373	20,181,810,666	85,863,103,707
第18特定期間	2012年 3月 6日～2012年 9月 5日	1,371,085,465	34,654,243,657	52,579,945,515
第19特定期間	2012年 9月 6日～2013年 3月 5日	251,105,118	15,528,265,238	37,302,785,395
第20特定期間	2013年 3月 6日～2013年 9月 5日	144,714,968	6,908,000,076	30,539,500,287
第21特定期間	2013年 9月 6日～2014年 3月 5日	154,719,823	3,005,516,444	27,688,703,666
第22特定期間	2014年 3月 6日～2014年 9月 5日	159,742,769	2,185,192,827	25,663,253,608
第23特定期間	2014年 9月 6日～2015年 3月 5日	281,510,247	1,958,602,309	23,986,161,546
第24特定期間	2015年 3月 6日～2015年 9月 7日	259,656,946	1,529,608,877	22,716,209,615
第25特定期間	2015年 9月 8日～2016年 3月 7日	202,004,341	1,348,651,060	21,569,562,896
第26特定期間	2016年 3月 8日～2016年 9月 5日	89,085,830	1,724,291,672	19,934,357,054
第27特定期間	2016年 9月 6日～2017年 3月 6日	93,451,514	1,432,362,922	18,595,445,646
第28特定期間	2017年 3月 7日～2017年 9月 5日	44,348,321	1,177,183,469	17,462,610,498
第29特定期間	2017年 9月 6日～2018年 3月 5日	77,743,940	952,636,117	16,587,718,321
第30特定期間	2018年 3月 6日～2018年 9月 5日	82,497,769	1,060,121,933	15,610,094,157

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2018年9月28日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

Aコース

2018年9月	30 円
2018年3月	35 円
2017年9月	41 円
2017年3月	32 円
2016年9月	33 円
設定来累計	826 円

Bコース

2018年9月	155 円
2018年3月	171 円
2017年9月	175 円
2017年3月	181 円
2016年9月	181 円
設定来累計	7,760 円

Cコース

2018年9月	10 円
2018年8月	10 円
2018年7月	10 円
2018年6月	10 円
2018年5月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	852 円

Dコース

2018年9月	20 円
2018年8月	30 円
2018年7月	30 円
2018年6月	30 円
2018年5月	30 円
直近1年間累計	350 円
設定来累計	10,912 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）			
			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
1	SOUTH AUST GOVT FIN AUTH	特殊債券	6.0	5.9	5.9	5.9
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	5.6	5.5	5.5	5.5
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	4.8	4.8	4.8	4.8
4	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	3.8	3.7	3.8	3.7
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	3.4	3.4	3.4	3.4
6	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	3.2	3.2	3.2	3.2
7	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	2.7	2.7	2.7	2.7
8	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	2.5	2.5	2.5	2.5
9	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	2.1	2.1	2.1	2.1
10	AUSTRALIAN GOVERNMENT	国債証券	2.0	1.9	1.9	1.9

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

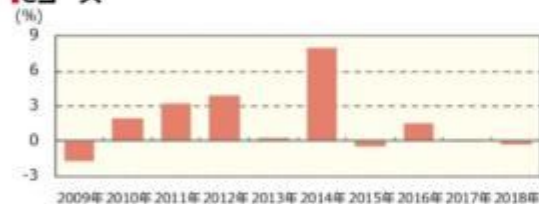
Aコース



Bコース



Cコース



Dコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。また、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者がスイッチングに際し、全額をご換金した場合の手取金をもって取得申込みする場合は1口単位とします。なお、「自動けいぞく投資コース」のスイッチングのお申込みは「Aコース」「Bコース」間、「Cコース」「Dコース」間のみのお取扱いとなります。販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付を取り消す場合があります。

上記の取得申込みの受付の中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

<申込手数料>

()取得申込日の翌営業日の基準価額に2.16%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益権については1円単位または1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとなります。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、一部解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口当たり換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止するこ

とおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとしします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2023年9月5日までとします(2003年9月3日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

[Aコース/Bコース]

原則として、毎年3月6日から9月5日までおよび9月6日から翌年3月5日までとします。

[Cコース/Dコース]

原則として、毎月6日から翌月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により「Aコース」、「Bコース」、「Cコース」、「Dコース」の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回るようになった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難

な場合には適用しません。

- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、「Aコース」および「Bコース」については、毎計算期間の末日および償還時に、「Cコース」および「Dコース」については、毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき

旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手續

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受け取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1円単位または1口単位)で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【ファンドの経理状況】

野村豪州債券ファンドAコース

野村豪州債券ファンドBコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期計算期間(2018年3月6日から2018年9月5日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村豪州債券ファンドCコース

野村豪州債券ファンドDコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2018年3月6日から2018年9月5日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村豪州債券ファンドAコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第29期 (2018年 3月 5日現在)	第30期 (2018年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	249,851	719,895
親投資信託受益証券	94,135,568	93,700,531
派生商品評価勘定	2,429,119	2,248,328
未収入金	3,652,972	1,055,238
流動資産合計	100,467,510	97,723,992
資産合計	100,467,510	97,723,992
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	363,111	302,514
未払受託者報酬	27,654	26,862
未払委託者報酬	414,821	402,887
未払利息	-	1
その他未払費用	1,048	977
流動負債合計	806,634	733,241
負債合計	806,634	733,241
純資産の部		
元本等		
元本	103,746,061	100,838,317
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	4,085,185	3,847,566
(分配準備積立金)	11,328,361	11,728,731
元本等合計	99,660,876	96,990,751
純資産合計	99,660,876	96,990,751
負債純資産合計	100,467,510	97,723,992

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期		第30期	
	自	2017年 9月 6日	自	2018年 3月 6日
	至	2018年 3月 5日	至	2018年 9月 5日
営業収益				
有価証券売買等損益		4,884,479		155,037
為替差損益		4,603,809		1,006,449
営業収益合計		280,670		851,412
営業費用				
支払利息		164		298
受託者報酬		27,654		26,862
委託者報酬		414,821		402,887
その他費用		11,848		977
営業費用合計		454,487		431,024
営業利益又は営業損失（ ）		735,157		420,388
経常利益又は経常損失（ ）		735,157		420,388
当期純利益又は当期純損失（ ）		735,157		420,388
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		63,454		3,198
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,253,706		4,085,185
剰余金増加額又は欠損金減少額		322,259		242,476
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		322,259		242,476
剰余金減少額又は欠損金増加額		118,924		125,929
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		118,924		125,929
分配金		363,111		302,514
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,085,185		3,847,566

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 3月 6日から2018年 9月 5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第29期 2018年 3月 5日現在	第30期 2018年 9月 5日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 103,746,061口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 100,838,317口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,085,185円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,847,566円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9606円 (10,000口当たり純資産額) (9,606円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9618円 (10,000口当たり純資産額) (9,618円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マ
ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限
の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全
てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 26,037,879円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,401,137円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,968,776円
分配準備積立金額	D	10,290,335円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,660,248円
当ファンドの期末残存口数	F	103,746,061口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10,000	5,654円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	363,111円

当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マ
ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限
の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全
てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 24,254,740円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,344,390円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,985,694円
分配準備積立金額	D	10,686,855円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,016,939円
当ファンドの期末残存口数	F	100,838,317口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F×10,000	5,753円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	302,514円

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>

<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第29期 2018年 3月 5日現在	第30期 2018年 9月 5日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

	第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
期首元本額	110,836,927円	期首元本額 103,746,061円
期中追加設定元本額	3,585,707円	期中追加設定元本額 3,122,151円
期中一部解約元本額	10,676,573円	期中一部解約元本額 6,029,895円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	4,907,754	271,982
合計	4,907,754	271,982

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第29期(2018年 3月 5日現在)				第30期(2018年 9月 5日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	94,744,401	-	92,315,282	2,429,119	93,567,396	-	91,319,068	2,248,328
豪ドル	94,744,401	-	92,315,282	2,429,119	93,567,396	-	91,319,068	2,248,328
合計	94,744,401	-	92,315,282	2,429,119	93,567,396	-	91,319,068	2,248,328

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年9月5日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年9月5日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村豪州債券ファンド マザーファンド	39,210,165	93,700,531	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：96.6%	39,210,165	93,700,531 100.0%	
合計				93,700,531	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村豪州債券ファンドBコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第29期 (2018年 3月 5日現在)	第30期 (2018年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,554,107	22,453,432
親投資信託受益証券	2,265,089,476	2,167,319,170
未収入金	72,600,000	72,400,000
流動資産合計	2,363,243,583	2,262,172,602
資産合計	2,363,243,583	2,262,172,602
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	36,257,267	32,133,792
未払解約金	3,411,447	6,345,309
未払受託者報酬	684,678	629,706
未払委託者報酬	10,270,086	9,445,451
未払利息	35	35
その他未払費用	27,324	25,124
流動負債合計	50,650,837	48,579,417
負債合計	50,650,837	48,579,417
純資産の部		
元本等		
元本	2,120,308,063	2,073,147,922
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	192,284,683	140,445,263
(分配準備積立金)	412,491,618	392,551,109
元本等合計	2,312,592,746	2,213,593,185
純資産合計	2,312,592,746	2,213,593,185
負債純資産合計	2,363,243,583	2,262,172,602

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第29期		第30期	
	自	2017年 9月 6日	自	2018年 3月 6日
	至	2018年 3月 5日	至	2018年 9月 5日
営業収益				
有価証券売買等損益		125,327,308		4,770,306
営業収益合計		125,327,308		4,770,306
営業費用				
支払利息		5,536		7,711
受託者報酬		684,678		629,706
委託者報酬		10,270,086		9,445,451
その他費用		27,324		25,124
営業費用合計		10,987,624		10,107,992
営業利益又は営業損失()		136,314,932		14,878,298
経常利益又は経常損失()		136,314,932		14,878,298
当期純利益又は当期純損失()		136,314,932		14,878,298
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		762,890		870,187
期首剰余金又は期首欠損金()		376,155,154		192,284,683
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,991,602		5,261,644
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		18,991,602		5,261,644
剰余金減少額又は欠損金増加額		31,052,764		9,218,787
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		31,052,764		9,218,787
分配金		36,257,267		32,133,792
期末剰余金又は期末欠損金()		192,284,683		140,445,263

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 3月 6日から2018年 9月 5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第29期 2018年 3月 5日現在	第30期 2018年 9月 5日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,120,308,063口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,073,147,922口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0907円 (10,000口当たり純資産額) (10,907円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0677円 (10,000口当たり純資産額) (10,677円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日																																										
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 26,037,879円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>34,370,259円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>512,405,312円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>414,378,626円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>961,154,197円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,120,308,063口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	34,370,259円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	512,405,312円	分配準備積立金額	D	414,378,626円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	961,154,197円	当ファンドの期末残存口数	F	2,120,308,063口	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 24,254,740円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>31,744,992円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>511,564,617円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>392,939,909円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>936,249,518円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,073,147,922口</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,744,992円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	511,564,617円	分配準備積立金額	D	392,939,909円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	936,249,518円	当ファンドの期末残存口数	F	2,073,147,922口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	34,370,259円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	512,405,312円																																									
分配準備積立金額	D	414,378,626円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	961,154,197円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	2,120,308,063口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	31,744,992円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	511,564,617円																																									
分配準備積立金額	D	392,939,909円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	936,249,518円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	2,073,147,922口																																									

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,533円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,516円
10,000口当たり分配金額	H	171円	10,000口当たり分配金額	H	155円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	36,257,267円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	32,133,792円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第29期 2018年 3月 5日現在	第30期 2018年 9月 5日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p>

<p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	-----------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日		
期首元本額	2,194,180,700円	期首元本額	2,120,308,063円
期中追加設定元本額	108,108,758円	期中追加設定元本額	55,524,561円
期中一部解約元本額	181,981,395円	期中一部解約元本額	102,684,702円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第29期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	第30期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	121,146,492	5,156,212
合計	121,146,492	5,156,212

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月5日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村豪州債券ファンド マザーファンド	906,941,947	2,167,319,170	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.9%	906,941,947	2,167,319,170 100.0%	
合計				2,167,319,170	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村豪州債券ファンドCコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2018年 3月 5日現在)	当期 (2018年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,065,027	4,813,272
親投資信託受益証券	488,086,406	492,829,367
派生商品評価勘定	7,715,281	10,029,231
未収入金	11,756,843	-
流動資産合計	508,623,557	507,671,870
資産合計	508,623,557	507,671,870
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	485,079	484,910
未払受託者報酬	21,064	22,475
未払委託者報酬	315,959	337,132
未払利息	1	7
その他未払費用	832	883
流動負債合計	822,935	845,407
負債合計	822,935	845,407
純資産の部		
元本等		
元本	485,079,567	484,910,369
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	22,721,055	21,916,094
(分配準備積立金)	23,321,580	27,912,262
元本等合計	507,800,622	506,826,463
純資産合計	507,800,622	506,826,463
負債純資産合計	508,623,557	507,671,870

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	2017年 9月 6日 2018年 3月 5日	自 至	2018年 3月 6日 2018年 9月 5日
営業収益				
有価証券売買等損益		25,344,606		959,039
為替差損益		24,319,646		5,282,179
営業収益合計		1,024,960		4,323,140
営業費用				
支払利息		909		1,825
受託者報酬		136,899		137,717
委託者報酬		2,053,384		2,065,727
その他費用		16,213		5,427
営業費用合計		2,207,405		2,210,696
営業利益又は営業損失（ ）		3,232,365		2,112,444
経常利益又は経常損失（ ）		3,232,365		2,112,444
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,232,365		2,112,444
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		18,641		1,076
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		28,701,360		22,721,055
剰余金増加額又は欠損金減少額		822,852		5,712
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		822,852		5,712
剰余金減少額又は欠損金増加額		669,791		11,676
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		669,791		11,676
分配金		2,919,642		2,910,365
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		22,721,055		21,916,094

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年 3月 6日から2018年 9月 5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2018年 3月 5日現在	当期 2018年 9月 5日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 485,079,567口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 484,910,369口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0468円 (10,000口当たり純資産額) (10,468円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0452円 (10,000口当たり純資産額) (10,452円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マ ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限 の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 26,037,879円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マ ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限 の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 24,254,740円
2. 分配金の計算過程 2017年 9月 6日から2017年10月 5日まで	2. 分配金の計算過程 2018年 3月 6日から2018年 4月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,290,911円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	320,714,974円
分配準備積立金額	D	19,211,449円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	341,217,334円
当ファンドの期末残存口数	F	481,792,128口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,082円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	481,792円

2017年10月 6日から2017年11月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,519,548円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	327,390,516円
分配準備積立金額	D	20,019,991円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	348,930,055円
当ファンドの期末残存口数	F	491,202,999口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,103円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	491,202円

2017年11月 7日から2017年12月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,087,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,234,874円
分配準備積立金額	D	20,782,844円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	345,105,287円
当ファンドの期末残存口数	F	484,964,924口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,116円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	484,964円

2017年12月 6日から2018年 1月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,273,144円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,332,491円
分配準備積立金額	D	21,385,449円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	345,991,084円
当ファンドの期末残存口数	F	485,101,838口

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,200,874円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,631,401円
分配準備積立金額	D	23,321,543円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	348,153,818円
当ファンドの期末残存口数	F	485,089,689口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,177円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	485,089円

2018年 4月 6日から2018年 5月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,255,113円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,639,281円
分配準備積立金額	D	24,037,328円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	348,931,722円
当ファンドの期末残存口数	F	485,100,648口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,192円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	485,100円

2018年 5月 8日から2018年 6月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,153,767円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,610,077円
分配準備積立金額	D	24,804,486円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	349,568,330円
当ファンドの期末残存口数	F	485,055,919口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,206円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	485,055円

2018年 6月 6日から2018年 7月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,346,370円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,635,524円
分配準備積立金額	D	25,473,198円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	350,455,092円
当ファンドの期末残存口数	F	485,091,211口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	7,132円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	485,101円

2018年 1月 6日から2018年 2月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,259,449円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	327,909,854円
分配準備積立金額	D	22,168,608円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	351,337,911円
当ファンドの期末残存口数	F	491,504,974口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	7,148円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	491,504円

2018年 2月 6日から2018年 3月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,166,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,624,106円
分配準備積立金額	D	22,639,826円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	347,430,765円
当ファンドの期末残存口数	F	485,079,567口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	7,162円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	485,079円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	7,224円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	485,091円

2018年 7月 6日から2018年 8月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,238,340円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,656,542円
分配準備積立金額	D	26,334,434円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	351,229,316円
当ファンドの期末残存口数	F	485,120,237口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	7,240円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	485,120円

2018年 8月 7日から2018年 9月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,322,853円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	323,518,343円
分配準備積立金額	D	27,074,319円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	351,915,515円
当ファンドの期末残存口数	F	484,910,369口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	7,257円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	484,910円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p>

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

<p>前期 2018年 3月 5日現在</p>	<p>当期 2018年 9月 5日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
期首元本額 482,031,290円	期首元本額 485,079,567円
期中追加設定元本額 16,176,059円	期中追加設定元本額 131,036円
期中一部解約元本額 13,127,782円	期中一部解約元本額 300,234円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	26,256,517	8,376,439
合計	26,256,517	8,376,439

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(2018年 3月 5日現在)				当期(2018年 9月 5日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	485,648,035	-	477,932,754	7,715,281	493,003,859	-	482,974,628	10,029,231
豪ドル	485,648,035	-	477,932,754	7,715,281	493,003,859	-	482,974,628	10,029,231
合計	485,648,035	-	477,932,754	7,715,281	493,003,859	-	482,974,628	10,029,231

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月5日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村豪州債券ファンド マザーファンド	206,230,643	492,829,367	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.2%	206,230,643	492,829,367 100.0%	
合計				492,829,367	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村豪州債券ファンドDコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2018年 3月 5日現在)	当期 (2018年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	100,242,340	94,796,822
親投資信託受益証券	10,545,985,776	9,595,740,472
未収入金	66,300,000	42,700,000
流動資産合計	10,712,528,116	9,733,237,294
資産合計	10,712,528,116	9,733,237,294
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	49,763,154	31,220,188
未払解約金	9,045,718	4,525,390
未払受託者報酬	455,091	436,980
未払委託者報酬	6,826,325	6,554,669
未払利息	137	151
その他未払費用	18,194	17,469
流動負債合計	66,108,619	42,754,847
負債合計	66,108,619	42,754,847
純資産の部		
元本等		
元本	16,587,718,321	15,610,094,157
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,941,298,824	5,919,611,710
(分配準備積立金)	1,787,060,442	1,561,917,586
元本等合計	10,646,419,497	9,690,482,447
純資産合計	10,646,419,497	9,690,482,447
負債純資産合計	10,712,528,116	9,733,237,294

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
営業収益		
有価証券売買等損益	562,677,047	13,845,304
営業収益合計	562,677,047	13,845,304
営業費用		
支払利息	24,903	33,662
受託者報酬	3,131,098	2,799,724
委託者報酬	46,966,450	41,995,753
その他費用	125,188	111,922
営業費用合計	50,247,639	44,941,061
営業利益又は営業損失()	612,924,686	58,786,365
経常利益又は経常損失()	612,924,686	58,786,365
当期純利益又は当期純損失()	612,924,686	58,786,365
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,282,313	697,934
期首剰余金又は期首欠損金()	5,294,983,240	5,941,298,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	293,345,863	381,874,726
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	293,345,863	381,874,726
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,639,678	29,810,346
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,639,678	29,810,346
分配金	304,379,396	272,288,835
期末剰余金又は期末欠損金()	5,941,298,824	5,919,611,710

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2018年 3月 6日から2018年 9月 5日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

前期 2018年 3月 5日現在	当期 2018年 9月 5日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 16,587,718,321口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 15,610,094,157口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,941,298,824円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,919,611,710円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6418円 (10,000口当たり純資産額) (6,418円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6208円 (10,000口当たり純資産額) (6,208円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マ ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限 の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 26,037,879円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2017年 9月 6日から2017年10月 5日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>35,599,022円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	35,599,022円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象である野村豪州債券ファンド マ ザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限 の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p>支払金額 24,254,740円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2018年 3月 6日から2018年 4月 5日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>29,688,031円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	29,688,031円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	35,599,022円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	29,688,031円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,432,000,165円
分配準備積立金額	D	2,003,150,251円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,470,749,438円
当ファンドの期末残存口数	F	17,297,594,266口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,584円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	51,892,782円

2017年10月 6日から2017年11月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,843,940円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,409,205,342円
分配準備積立金額	D	1,965,134,183円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,403,183,465円
当ファンドの期末残存口数	F	17,122,803,205口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,571円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	51,368,409円

2017年11月 7日から2017年12月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,892,442円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,390,801,232円
分配準備積立金額	D	1,925,081,726円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,340,775,400円
当ファンドの期末残存口数	F	16,981,021,791口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,556円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	50,943,065円

2017年12月 6日から2018年 1月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,765,694円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,366,279,271円
分配準備積立金額	D	1,877,383,718円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,279,428,683円
当ファンドの期末残存口数	F	16,797,779,789口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,547円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,319,813,899円
分配準備積立金額	D	1,769,649,434円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,119,151,364円
当ファンドの期末残存口数	F	16,434,554,524口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,506円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	49,303,663円

2018年 4月 6日から2018年 5月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,542,747円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,284,880,851円
分配準備積立金額	D	1,722,841,235円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,033,264,833円
当ファンドの期末残存口数	F	16,183,045,213口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,492円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	48,549,135円

2018年 5月 8日から2018年 6月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,780,910円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,274,765,640円
分配準備積立金額	D	1,688,079,249円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,992,625,799円
当ファンドの期末残存口数	F	16,093,922,614口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,480円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	48,281,767円

2018年 6月 6日から2018年 7月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,529,453円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,251,254,549円
分配準備積立金額	D	1,649,474,387円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,923,258,389円
当ファンドの期末残存口数	F	15,915,389,796口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,465円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	50,393,339円

2018年 1月 6日から2018年 2月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,457,840円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,350,227,752円
分配準備積立金額	D	1,847,462,093円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,225,147,685円
当ファンドの期末残存口数	F	16,672,882,510口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,534円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	50,018,647円

2018年 2月 6日から2018年 3月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,344,531円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,340,414,330円
分配準備積立金額	D	1,813,479,065円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	4,177,237,926円
当ファンドの期末残存口数	F	16,587,718,321口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,518円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	49,763,154円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	47,746,169円

2018年 7月 6日から2018年 8月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,091,125円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,225,660,397円
分配準備積立金額	D	1,604,651,492円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,858,403,014円
当ファンドの期末残存口数	F	15,729,304,398口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,452円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	47,187,913円

2018年 8月 7日から2018年 9月 5日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,604,687円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,210,911,931円
分配準備積立金額	D	1,571,533,087円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,804,049,705円
当ファンドの期末残存口数	F	15,610,094,157口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,436円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	31,220,188円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

<p>前期</p> <p>2018年 3月 5日現在</p>	<p>当期</p> <p>2018年 9月 5日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>前期</p> <p>自 2017年 9月 6日</p> <p>至 2018年 3月 5日</p>	<p>当期</p> <p>自 2018年 3月 6日</p> <p>至 2018年 9月 5日</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	<p>同左</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

	前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
期首元本額	17,462,610,498円	16,587,718,321円
期中追加設定元本額	77,743,940円	82,497,769円
期中一部解約元本額	952,636,117円	1,060,121,933円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2017年 9月 6日 至 2018年 3月 5日	当期 自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	581,656,183	163,027,604
合計	581,656,183	163,027,604

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月5日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村豪州債券ファンド マザーファンド	4,015,458,205	9,595,740,472	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.0%	4,015,458,205	9,595,740,472 100.0%	

合計		9,595,740,472
----	--	---------------

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村豪州債券ファンド」の各ファンドは「野村豪州債券ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村豪州債券ファンド マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
(2018年 9月 5日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	52,997,186
コール・ローン	246,286,792
国債証券	10,426,291,009
地方債証券	167,568,318
特殊債券	7,321,114,840
社債券	4,728,470,107
未収入金	710,080,139
未収利息	197,339,677
前払費用	34,573,845
差入委託証拠金	67,710,431
流動資産合計	23,952,432,344
資産合計	23,952,432,344
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	343,223
未払金	435,680,807
未払解約金	163,600,000
未払利息	394
流動負債合計	599,624,424
負債合計	599,624,424
純資産の部	
元本等	
元本	9,772,458,359
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,580,349,561
元本等合計	23,352,807,920
純資産合計	23,352,807,920
負債純資産合計	23,952,432,344

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

（貸借対照表に関する注記）

2018年 9月 5日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3897円
(10,000口当たり純資産額)	(23,897円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2018年 3月 6日 至 2018年 9月 5日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、債券先物取引を行っております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 9月 5日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2.時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 9月 5日現在

期首	2018年 3月 6日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	10,271,626,852円
同期中における追加設定元本額	323,036,941円
同期中における一部解約元本額	822,205,434円
期末元本額	9,772,458,359円
期末元本額の内訳*	
野村豪州債券ファンドAコース	39,210,165円
野村豪州債券ファンドBコース	906,941,947円
野村豪州債券ファンドCコース	206,230,643円
野村豪州債券ファンドDコース	4,015,458,205円
オーストラリア債券ファンド	2,203,740,500円

野村豪州債券ファンド Aコース(野村SMA向け)	319,806,401円
野村豪州債券ファンド Bコース(野村SMA向け)	187,933,840円
野村豪州債券ファンド Aコース(野村SMA・EW向け)	238,405,734円
野村豪州債券ファンド Bコース(野村SMA・EW向け)	703,758,057円
ノムラ・グローバル・オールスターズ	950,972,867円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年9月5日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年9月5日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	13,850,000.00	15,210,859.45	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	5,096,561.58	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,179,000.00	7,091,077.24	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	21,900,000.00	22,467,210.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,051,000.00	5,329,587.39	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,400,000.00	9,455,880.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,075,000.00	14,204,502.32	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,880,000.00	10,073,944.40	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,700,000.00	7,509,040.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,324,862.42	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	8,109,935.68	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	508,950.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	694,520.26	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,750,000.00	5,787,027.60	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	198,700.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,330,000.00	4,894,909.12	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,330,000.00	2,441,607.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	964,036.30	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,890,000.00	3,851,489.00	

	小計	銘柄数：19	121,635,000.00	130,214,699.76	
		組入時価比率：44.6%		(10,426,291,009)	46.1%
	合計			10,426,291,009	(10,426,291,009)
地方債証券	豪ドル	AUST CAPITAL TERRITORY	500,000.00	538,093.45	
		MANITOBA (PROVINCE OF)	500,000.00	515,063.70	
		PROVINCE OF ALBERTA	500,000.00	519,653.85	
		PROVINCE OF QUEBEC	500,000.00	519,961.80	
	小計	銘柄数：4	2,000,000.00	2,092,772.80	(167,568,318)
		組入時価比率：0.7%			0.7%
	合計			167,568,318	(167,568,318)
特殊債券	豪ドル	AFRICAN DEVELOPMENT BANK	500,000.00	554,509.15	
		AIRSERVICES AUSTRALIA	500,000.00	500,192.30	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK	4,000,000.00	4,046,811.20	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK	500,000.00	500,665.50	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	1,500,000.00	1,518,390.00	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	600,000.00	618,541.56	
		CORP ANDINA DE FOMENTO	500,000.00	509,900.00	
		COUNCIL OF EUROPE	500,000.00	536,764.60	
		EUROFIMA	600,000.00	633,036.00	
		EUROFIMA	500,000.00	479,271.15	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK	3,000,000.00	3,210,570.00	
		EXPORT DEVELOPMNT CANADA	500,000.00	500,801.85	
		EXPORT DEVELOPMNT CANADA	1,500,000.00	1,511,375.40	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK	1,000,000.00	1,040,100.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK	500,000.00	556,600.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK	1,000,000.00	1,094,550.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK	500,000.00	482,052.70	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK	500,000.00	503,918.45	
		INTL BK RECON & DEVELOP	2,500,000.00	2,510,500.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP	500,000.00	506,670.00	
INTL BK RECON & DEVELOP	500,000.00	504,009.60			
INTL FINANCE CORP	500,000.00	504,650.00			

INTL FINANCE CORP	2,500,000.00	2,693,915.25	
INTL FINANCE CORP	1,500,000.00	1,532,764.65	
KFW	2,500,000.00	2,521,750.00	
KFW	1,000,000.00	1,011,307.30	
KFW	1,000,000.00	1,101,190.20	
KFW	2,500,000.00	2,544,000.00	
KOMMUNALBANKEN AS	1,500,000.00	1,620,150.00	
KOMMUNALBANKEN AS	500,000.00	497,750.00	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK	1,340,000.00	1,360,806.18	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK	1,500,000.00	1,655,700.00	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK	1,000,000.00	1,070,700.00	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK	1,000,000.00	1,127,400.00	
NEDER WATERSCHAPSBANK	500,000.00	505,035.95	
NEW S WALES TREASURY CRP	2,000,000.00	2,254,200.00	
NEW S WALES TREASURY CRP	1,415,000.00	1,516,597.00	
NEW S WALES TREASURY CRP	1,600,000.00	1,821,120.00	
NEW S WALES TREASURY CRP	1,000,000.00	1,090,920.20	
NEW S WALES TREASURY CRP	2,870,000.00	2,910,706.07	
NEW S WALES TREASURY CRP	500,000.00	500,509.75	
NORDIC INVESTMENT BANK	500,000.00	544,136.05	
NORTHERN TERRITORY TREAS	500,000.00	584,961.95	
QUEENSLAND TREASURY CORP	2,500,000.00	2,838,881.25	
QUEENSLAND TREASURY CORP	5,000,000.00	5,409,529.50	
QUEENSLAND TREASURY CORP	4,200,000.00	4,736,833.92	
QUEENSLAND TREASURY CORP	800,000.00	785,920.00	
QUEENSLAND TREASURY CORP	5,200,000.00	5,333,120.00	
SOUTH AUST GOVT FIN AUTH	2,300,000.00	2,299,800.82	
TASMANIAN PUBLIC FINANCE	1,000,000.00	1,064,200.00	
TREASURY CORP VICTORIA	900,000.00	961,055.01	
TREASURY CORP VICTORIA	2,000,000.00	2,293,440.40	
TREASURY CORP VICTORIA	1,700,000.00	1,994,780.00	
TREASURY CORP VICTORIA	1,300,000.00	1,570,988.38	
TREASURY CORP VICTORIA	1,000,000.00	1,011,838.10	
TREASURY CORP VICTORIA	500,000.00	567,803.95	
WESTERN AUST TREAS CORP	1,500,000.00	1,695,750.00	

		WESTERN AUST TREAS CORP	1,200,000.00	1,215,600.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	1,000,000.00	1,166,726.60	
		WESTERN AUST TREAS CORP	500,000.00	569,600.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	1,000,000.00	1,002,900.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP	1,600,000.00	1,625,662.88	
	小計	銘柄数：62	86,125,000.00	91,433,930.82	
				(7,321,114,840)	
		組入時価比率：31.4%		32.3%	
	合計			7,321,114,840	
				(7,321,114,840)	
社債券	豪ドル	ABN AMRO BANK NV	1,000,000.00	1,009,417.90	
		ABN AMRO BANK NV	1,000,000.00	1,009,375.80	
		ANGLO AMERICAN CAPITAL	500,000.00	503,281.80	
		APPLE INC	500,000.00	502,080.00	
		APPLE INC	1,000,000.00	1,002,290.00	
		AUSNET SERVICES HOLDINGS	700,000.00	721,665.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	1,000,000.00	1,003,400.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	3,000,000.00	3,034,500.00	
		AUST & NZ BANKING GROUP	4,300,000.00	4,322,882.02	
		BANK OF QUEENSLAND LTD	700,000.00	709,380.00	
		BHP BILLITON FINANCE LTD	1,000,000.00	1,008,000.00	
		COCA-COLA CO/THE	1,000,000.00	1,002,300.00	
		DEXUS FINANCE PTY LTD	1,500,000.00	1,500,790.20	
		FBG FINANCE PTY LTD	600,000.00	612,446.22	
		FEDERATION CENTRES LTD	500,000.00	518,734.40	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	500,000.00	510,950.00	
		HSBC LTD/SYDNEY	2,300,000.00	2,297,840.99	
		INCITEC PIVOT LTD	500,000.00	506,400.00	
		INTEL CORP	1,000,000.00	1,009,800.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	500,000.00	506,975.00	
		L-BANK BW FOERDERBANK	500,000.00	538,500.00	
		LLOYDS BANK PLC	500,000.00	504,601.75	
		MIRVAC GROUP FINANCE LTD	500,000.00	527,002.55	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	2,100,000.00	2,127,090.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	500,000.00	510,800.00	

	NATIONAL AUSTRALIA BANK	3,000,000.00	3,006,463.20	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	3,000,000.00	3,018,600.00	
	NISSAN FIN SERVICES AU	500,000.00	502,157.50	
	OPTUS FINANCE PTY LTD	1,000,000.00	1,006,190.00	
	OPTUS FINANCE PTY LTD	500,000.00	503,700.00	
	PERPETUAL TRUSTEE CO LTD	2,000,000.00	2,118,684.80	
	PERTH AIRPORT PTY LTD	500,000.00	527,550.00	
	PERTH AIRPORT PTY LTD	600,000.00	636,069.18	
	ROYAL BANK OF CANADA/SYD	1,000,000.00	1,008,900.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	700,000.00	708,631.35	
	SWEDISH EXPORT CREDIT	500,000.00	505,547.60	
	TELSTRA CORP LTD	1,000,000.00	1,003,931.00	
	TELSTRA CORP LTD	500,000.00	545,410.45	
	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA	1,000,000.00	1,012,332.90	
	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA	5,000,000.00	5,006,050.00	
	VOLKSWAGEN FIN SERV AUST	800,000.00	803,680.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	500,000.00	506,415.00	
	WESFARMERS LTD	2,000,000.00	2,064,000.00	
	WESTPAC BANKING CORP	2,000,000.00	2,020,007.00	
	WESTPAC BANKING CORP	1,400,000.00	1,492,840.16	
	WESTPAC BANKING CORP	1,500,000.00	1,519,140.15	
	WOOLWORTHS LIMITED	2,000,000.00	2,037,400.00	
小計	銘柄数：47	58,200,000.00	59,054,203.92	
			(4,728,470,107)	
	組入時価比率：20.2%		20.9%	
合計			4,728,470,107	
			(4,728,470,107)	
合計			22,643,444,274	
			(22,643,444,274)	

(注1)外貨建有利証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有利証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

2018年 9月 5日現在

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
買建	89,412,896	-	89,350,873	62,023
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	151,832,800	-	152,114,000	281,200
豪ドル	151,832,800	-	152,114,000	281,200
合計	-	-	-	343,223

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村豪州債券ファンドAコース

2018年9月28日現在

資産総額	187,764,572円
負債総額	91,712,836円
純資産総額（ - ）	96,051,736円
発行済口数	100,511,311口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9556円

野村豪州債券ファンドBコース

2018年9月28日現在

資産総額	2,259,712,659円
負債総額	9,783,264円
純資産総額（ - ）	2,249,929,395円
発行済口数	2,074,638,937口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0845円

野村豪州債券ファンドCコース

2018年9月28日現在

資産総額	986,411,440円
負債総額	482,959,718円
純資産総額（ - ）	503,451,722円
発行済口数	484,919,716口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0382円

野村豪州債券ファンドDコース

2018年9月28日現在

資産総額	9,749,440,617円
負債総額	20,549,200円
純資産総額（ - ）	9,728,891,417円
発行済口数	15,430,090,189口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6305円

（参考）野村豪州債券ファンド マザーファンド

2018年9月28日現在

資産総額	23,817,690,307円
負債総額	23,900,541円
純資産総額（ - ）	23,793,789,766円
発行済口数	9,796,334,667口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4288円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるも

のとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年9月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,018	28,181,711
単位型株式投資信託	130	687,711
追加型公社債投資信託	14	5,486,753
単位型公社債投資信託	401	1,760,275
合計	1,563	36,116,450

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(2017年3月31日)	(2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		127	919
金銭の信託		52,247	47,936
有価証券		15,700	22,600
前払金		33	0
前払費用		2	26
未収入金		495	464
未収委託者報酬		16,287	24,059
未収運用受託報酬		7,481	6,764
繰延税金資産		1,661	2,111
その他		42	181
貸倒引当金		11	15
流動資産計		94,066	105,048
固定資産			
有形固定資産			
建物	2	377	348
器具備品	2	624	525
無形固定資産			
ソフトウェア		7,184	7,156

その他		0		0
投資その他の資産			13,165	13,825
投資有価証券		1,233		1,184
関係会社株式		8,124		9,033
従業員長期貸付金		-		36
長期差入保証金		44		54
長期前払費用		37		36
前払年金費用		2,594		2,350
繰延税金資産		960		962
その他		170		168
貸倒引当金		-		0
固定資産計			21,353	21,857
資産合計			115,419	126,906

区分	注記 番号	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	1		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	1		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					
株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090

負債・純資産合計		115,419	126,906
----------	--	---------	---------

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		96,594	115,907
運用受託報酬		28,466	26,200
その他営業収益		266	338
営業収益計		125,327	142,447
営業費用			
支払手数料		39,785	45,252
広告宣伝費		1,011	1,079
公告費		0	0
調査費		26,758	30,516
調査費		5,095	5,830
委託調査費		21,662	24,685
委託計算費		1,290	1,376
営業雑経費		4,408	5,464
通信費		162	125
印刷費		940	966
協会費		76	79
諸経費		3,228	4,293
営業費用計		73,254	83,689
一般管理費			
給料		11,269	11,716
役員報酬	2	301	425
給料・手当		6,923	6,856
賞与		4,044	4,433
交際費		126	132
旅費交通費		469	482
租税公課		898	1,107
不動産賃借料		1,222	1,221
退職給付費用		1,223	1,119
固定資産減価償却費		2,730	2,706
諸経費		8,118	9,122
一般管理費計		26,059	27,609
営業利益		26,012	31,148

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)

営業外収益					
受取配当金	1	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
經常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	3	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		439
当期純利益			25,637		24,840

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637

株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
						別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純 額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>								

<p>5. 消費税等の会計処理方法</p> <p>6. 連結納税制度の適用</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>
---	---

[未適用の会計基準等]

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 938百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200

損益計算書関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されてお ります。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)

3. 固定資産除却損		3. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	4百万円
器具備品	0	器具備品	0
ソフトウェア	9	ソフトウェア	53
ア		ア	
合計	9	合計	58

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87百万円

1株当たり配当額 16円89銭

効力発生日 2016年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されており、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-

負債計	20,578	20,578	-
-----	--------	--------	---

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-

合計	91,843	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年 3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日）

1．売買目的有価証券(2017年 3月 31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2017年 3月 31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2017年 3月 31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2017年 3月 31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-

合計	15,700	15,700	-
----	--------	--------	---

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。
2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,345	賞与引当金 1,434
退職給付引当金 913	退職給付引当金 910
投資有価証券評価減 417	投資有価証券評価減 417
未払事業税 110	未払事業税 409
関係会社株式評価減 247	関係会社株式評価減 247
ゴルフ会員権評価減 212	ゴルフ会員権評価減 207
減価償却超過額 171	減価償却超過額 171
時効後支払損引当金 166	時効後支払損引当金 169
子会社株式売却損 148	子会社株式売却損 148
未払子会社役務提供費用 -	未払子会社役務提供費用 121
未払社会保険料 85	未払社会保険料 107
関係会社株式譲渡益 88	関係会社株式譲渡益 -
その他 274	その他 197
繰延税金資産小計 4,183	繰延税金資産小計 4,543
評価性引当額 739	評価性引当額 735
繰延税金資産合計 3,444	繰延税金資産合計 3,808
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 18	その他有価証券評価差額金 5
前払年金費用 804	前払年金費用 728
繰延税金負債合計 822	繰延税金負債合計 733
繰延税金資産の純額 2,621	繰延税金資産の純額 3,074
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 31.0%	法定実効税率 31.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.4%
タックスヘイブン税制 0.7%	タックスヘイブン税制 1.8%
外国税額控除 0.2%	外国税額控除 0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.3%
その他 0.2%	その他 0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.3%

セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,867円41銭	1株当たり純資産額	16,714円33銭
1株当たり当期純利益	4,977円49銭	1株当たり当期純利益	4,822円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,637百万円	損益計算書上の当期純利益	24,840百万円
普通株式に係る当期純利益	25,637百万円	普通株式に係る当期純利益	24,840百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

【重要な後発事象】

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited（エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」）の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社（以下「エイト証券」）の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証

券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2018年9月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	

* 2018年9月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
COLONIAL FIRST STATE ASSET MANAGEMENT (AUSTRALIA) LIMITED (コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッド)	6,000,000 オーストラリアドル	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

* 2018年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 5月16日	臨時報告書
2018年 5月29日	有価証券届出書の訂正届出書
2018年 5月29日	有価証券報告書
2018年 8月15日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津 村 健 二 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年10月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村豪州債券ファンドAコースの2018年3月6日から2018年9月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村豪州債券ファンドAコースの2018年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年10月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村豪州債券ファンドBコースの2018年3月6日から2018年9月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村豪州債券ファンドBコースの2018年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年10月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村豪州債券ファンドCコースの2018年3月6日から2018年9月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村豪州債券ファンドCコースの2018年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年10月19日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村豪州債券ファンドDコースの2018年3月6日から2018年9月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村豪州債券ファンドDコースの2018年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。